

令和3年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）

**重層的支援体制整備事業による
包括的な支援体制のさらなる強化に向けた
都道府県等との広域の連携体制のあり方に関する調査研究**

報告書

令和4年3月

株式会社ポニーキャニオン

—目次—

I. 本事業の実施概要	1
1. 背景と目的	1
2. 実施概要	1
(1) 事業の全体	1
(2) 実施スケジュール	2
3. 実施体制（検討委員会名簿）	3
4. 調査研究の方法	4
II. 検討委員会の開催	5
1. 第1回検討委員会	5
(1) 議事次第	5
(2) 千葉県、埼玉県での取組について	5
(3) 第1回検討委員会での主な意見	7
2. 第2回検討委員会	10
(1) 議事次第	10
(2) 都道府県調査の結果について	10
(3) 自治体インタビュー調査の結果について	10
(4) 第2回検討委員会での主な意見	10
III. 実務者ヒアリング	18
1. ヒアリングの目的	18
2. ヒアリング協力者	18
3. ヒアリング方法・期間	18
4. ヒアリング項目	18
5. ヒアリング結果	19
IV. 都道府県アンケート調査	23
1. 都道府県アンケート概要	23
(1) 調査対象	23
(2) 調査方法・調査期間	23
(3) 調査項目	23
(4) アンケート結果サマリー	24
2. 都道府県アンケート結果	26

V. 自治体インタビュー調査	33
1. インタビュー調査の概要	33
(1) 調査対象自治体	33
(2) 調査方法・期間	33
(3) 調査項目	33
(4) インタビュー結果サマリー	34
2. インタビュー調査結果	40
VI. 調査研究事業を通じて得られた示唆	61
1. 都道府県が取り組む市区町村等への後方支援の推進	61
2. 重層的支援体制整備事業の活用	63
【参考資料】 都道府県後方支援事業の実施状況	66

I. 本事業の実施概要

1. 背景と目的

重層的支援体制整備事業（重層事業）を実施する市区町村は当該域内で包括的な支援体制の構築を進めることとなるが、若者支援、DV被害、刑余者支援など、都道府県や他の市区町村と連携し、市区町村圏域を超えた広域による支援体制の必要性について指摘されている。

このため、市区町村の包括的な支援体制のさらなる強化に向け、市区町村と都道府県との支援体制構築に向けた連携の実態を把握するとともに、都道府県の相談支援機能等を活用した広域による支援体制の実践事例を対象にした調査を通じて、市区町村と都道府県の効果的な連携体制のあり方について研究することを目的とする。

（都道府県による市区町村への後方支援の現状）

- ・ 市区町村の包括的な支援体制の整備を効果的に進めていくためには、都道府県による市区町村への後方支援が重要であるが、現状においても各都道府県では様々な取組が行われている。
- ・ 令和3年度の都道府県後方支援事業（市区町村の後方支援を行う都道府県を対象にした国庫補助事業）の実施状況をみると、47都道府県のうち8割を超える39自治体を実施している状況であり、その事業内容は個々の自治体によって多様に展開されている。例えば、市区町村職員や支援関係者を対象にした人材養成研修、市区町村の希望に応じてアドバイザーを派遣する取組、市区町村の包括的な支援体制の整備に向けた手引きの作成、市区町村や支援関係事業者を対象にした実態調査等の取組がみられる。
- ・ 本調査研究事業は、こうした都道府県による後方支援の現状も踏まえた上で検討を進めた。

2. 実施概要

（1）事業の全体

①実践者ヒアリング

都道府県の相談支援機能等を活用して、市区町村圏域を超えた広域による支援体制を構築している実践事例等を踏まえ、当該支援体制に関する現状と課題等を把握するとともに、広域の支援体制を構築することにより地域住民、民間団体、都道府県・市区町村等において得られる効果を整理する。

②都道府県アンケート、自治体インタビュー

都道府県を対象に、広域の支援体制構築にあたっての市区町村等のニーズや都道府県の後方支援の取組状況等の実態について把握する。

③検討委員会の開催

①②を踏まえ、「包括的な支援体制の強化に向けた都道府県と市区町村の連携体制のあり方に関する検討会」（以下、「検討委員会」という。）を開催し、市区町村による包括的な支援体制のさらなる強化に向けた「都道府県に求められる役割」「都道府県と市区町村等の連携による広域支援体制のあり方」等について検討する。

④成果物及び活用方法

上記①②③について整理・検討した結果を報告書としてまとめ、都道府県や重層的支援体制整備事業を実施する市区町村等が広域の支援体制を構築するために活用できるものとする。

（２）実施スケジュール

実践者ヒアリング	2021年9月29日・30日
第1回 検討委員会	2021年11月9日
調査項目確定	2021年12月
調査①都道府県アンケート調査	2021年12月13日～12月23日
調査②自治体インタビュー調査	2022年2月1日～2月7日
調査結果とりまとめ	2022年2月
第2回 検討委員会	2022年2月18日
報告書 素案作成	2022年2月下旬～3月上旬
第3回 検討委員会（文書ベース）	2022年3月14日～23日
報告書 完成	2022年3月31日

3. 実施体制（検討委員会名簿）

	委員名	所属・役職
座長	中島 修氏	文京学院大学教授（人間学部人間福祉学科）
委員	朝比奈 ミカ氏	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長 市川市生活サポートセンターそら 主任相談支援員
委員	遠藤 智子氏	一般社団法人社会的包摂サポートセンター 事務局長
委員	立岡 学氏	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事
委員	朝倉 香織氏	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	篠原 宏氏	千葉県 健康福祉部健康福祉指導課地域福祉推進班 班長
委員	雨宮 久美子氏	浦安市 福祉部社会福祉課総合相談支援室 室長
委員	島崎 祐志氏	埼玉県 福祉部 地域包括ケア課 地域包括ケア担当 主幹
委員	齋藤 芸路氏	鳩山町 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 副主幹

オブザーバー（厚生労働省）

氏名	所属・役職
小村 真央	社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室 室長補佐
清水 修	社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室 室長補佐
田代 善行	社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室 支援調整係長
市川 暁定	社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室 係員

4. 調査研究の方法

(1) 検討委員会

調査実施前後に検討委員会を開催した。調査前には、調査項目の検討・確認を行い、調査後には委員より調査結果について議論、考察を行った。

(2) 実践者ヒアリング

調査項目の設計に際し、3団体より現在の支援体制に関する現状と課題等についてヒアリングを行った。

(3) 都道府県アンケート調査

47都道府県の包括的支援体制整備を所管する部署へ共通フォーマットを用いたアンケートを行った。

(4) 自治体インタビュー

(3) 都道府県アンケート調査で得られた結果を踏まえ、6自治体へオンライン・インタビュー及び、文書回答にて各自治体での取組や課題についてインタビューを行った。

(5) 報告書のとりまとめ

上記(1)～(4)について整理し、結果を報告書としてまとめた。

Ⅱ. 検討委員会の開催

1. 第1回検討委員会

(1) 議事次第

①本事業の概要・今後のスケジュールについて

②厚生労働省による事業説明

③千葉県、埼玉県での取組について

ア) 千葉県「千葉県における中核地域生活支援センター事業の取組について」

イ) 埼玉県「埼玉県における市町村への後方支援の取組について」

④ご議論いただきたい点について～意見交換～

ア) 広域支援の観点において都道府県に求められる役割等について

イ) 都道府県調査の調査内容について

(2) 千葉県、埼玉県での取組について

①千葉県「千葉県における中核地域生活支援センター事業の取組について」

平成16年千葉県独自の福祉の総合相談機関として子ども、障害者、高齢者と誰もがありのままにその人らしく暮らすことができる地域社会の実現のために設置。今年度で18年目を迎える事業。県内に、保健所の所管区域13カ所、地域があり、その区域ごとに応募により選考された社会福祉法人、NPO法人等と県が委託契約を結んで事業を行っている。

制度の狭間や複合的な課題を抱えた方など、地域で生きづらさを抱えた方に対して、24時間365日体制で分野横断的に包括的な相談支援を行っている。

■業務内容

- ・包括的相談支援
- ・地域総合コーディネート
- ・市町村等バックアップ
- ・権利擁護

■中核地域生活支援センター事業での県及び市町村の役割

県は、この事業の主体であるとともに、各センターへの委託元。予算確保を含めた制度設計や、委託先の選定、各センターの評価会議の開催、各センターの合議体である、中核地域生活支援センター連絡協議会への協力及び定例会議への出席（自主的に

主催する月1回の例会や役員会等)を行っている。この協議会は各センター、各地域間の情報交換等でとても重要な役割を果たす。

市町村は、センターごとに年に1回開催する連絡調整会議への出席など、この事業自体の市町村の参画は限定されているが、実際には生活保護や、障害者手帳の発行等の具体的な支援につなげていく先は市町村なので、中核地域生活支援センターが受けた相談のつなぎ先として連携をしているという状況。

②埼玉県「埼玉県における市町村への後方支援の取組について」

福祉分野ごとの相談支援体制では、対応が困難なケースが増加。こういったものに対応するために重層的な支援体制の構築が必要となっている。複雑化複合化したニーズに対応するために、支援体制の構築に取り組んでいる。

ワンストップ型の総合相談窓口や複合課題を調整するチームを設置する市町村数を増やすべく目標設定をしている。今年度、全国初でケアラー条例を制定し、それに基づく支援計画を策定した。この計画の中にも同様に全市町村に、窓口やチームを設置数の目標を設定している。

■県による市町村後方支援

・アドバイザー派遣

現状課題についてアンケートをし、有識者会議で検討、アドバイザーによるアドバイスの方向性を部会で検討したうえで、アドバイザーを派遣し、チームの構築、窓口の構築を進めていく。

・情報交換会の開催

市町村間の情報交換の場を設定したり、ノウハウや課題、先進事例の共有を行う。

・人材の育成

総合相談の支援体制を担う人材の育成。ケースについて検討するなど具体的な研修を実施。

■アドバイザー派遣を要望された具体的な例

・生活困窮の窓口が現在、市社協へ委託してワンストップ窓口の対応をしていたが、総合支援体制の基盤をしっかり整えたいとアドバイザー派遣を希望した例や、また関係課が重層について認識が乏しいため制度説明やケースの検討会のためにアドバイザー派遣を依頼した例など。

(3) 第1回検討委員会での主な意見

①包括的な支援体制の構築に向けた都道府県の役割や市区町村への広域・後方支援のあり方等に関するご意見

- 鳥取県では困窮者支援の制度ができたときに市町村のバックアップ機能を持つということ県社協が県の委託事業として研修や専門家派遣をしてきたが、これらを利用する市町村は限られ、また県や県社協がどこまで市町村に対して主体的にアプローチをすべきかバランスがとりにくいという課題を感じた。
- 埼玉県では国からの通知や交付金の説明などを受けた場合、地域包括ケア課が窓口になっているので、障害、子ども、生活困窮の担当部署に必ず情報共有し、意見交換をしている。また、令和3年度から重層の業務が他部署から地域包括ケア課に移管されたが、生活困窮者自立支援制度や子育て支援の利用者支援事業等の資料を集めながら他施策の知識やノウハウを習得し、幅広く庁内に声をかけ連携を進めている。
- 重層事業の理念・理想はいいが、これを達成するためにはお金がかかり、ノウハウの蓄積に時間がかかるため、市町村に頑張ってもらいたいという実情がある。
- 浦安市にとって中核地域生活支援センター（がじゅまる）がどのような存在かという、どこを切り口に入っていくか分からないような事例の相談をした場合、アドバイスという形ではなく、本当に一緒に動いて一緒に解決策を模索して下さる。スーパーバイズというより一緒に実践してくれるので本当に力強い存在である。中核地域生活支援センターが取り組んでいることはまさに重層事業という多機関協働事業なのではないかと思う。
- （議論の論点の立て方を見ていると）人々の暮らしに起きる社会的な問題は、政策で8～9割カバーされていることが前提で、あとは役割の問題であり、どう機能的に役割分担をしていくかという立て方になっているような気がするが、本当にそうなのかということの疑問が重要なのではないか。
- 例えば、浦安市の総合相談窓口がつくられて、とにかくどこにも受け取ってもらえないという相談は、まずこの窓口を持ち込まれる。そこでどう整理をつけていくか、そのプロセスに結構な時間と労力がかかっており、そこが大事である。特に新しい問題や目に見えてない・社会化されていない問題にアプローチするためには、そのボリュームがとても重要である。では誰がやるのかということについては、やはり役割分担では議論しきれない問題であると思う。
- 都道府県の管轄でやっていることが市民と離れることが時々ある。特にDVの問題でそれがよく見られる。一時保護の措置を婦人相談所がするが、婦人保護施設が

7割、6割空いているにもかかわらず受け入れてもらえないという問題が全国で起きている。

- 公的な窓口で受け切れてない問題があるという前提に立って考えることが大事であるが、都道府県を含め自治体によってだいぶ認識が違うと思われる。意識が非常に高い都道府県はそれを前提にしてやっているだろうし、行政では受け入れにくいようなニーズがあるのではないかという認識を持っていると民間との連携は非常に柔軟に考えられる。逆に行政ですべて受けられると思うと、民間との連携は見えづらくなるのではないか。
- 市町村が重層事業の理解を進めていくためにも、都道府県からもっと市町村に説明をしていかないとだめではないか。
- 行政の縦割りの枠を超えられた成功事例のようなものを国に集めてもらい、どうすれば縦割りの枠を超えられるか都道府県は知恵をつけてもらって、市町村に働きかけていくことが大事なのではないか。
- 重層事業に関しては予算がわかりづらいという声を自治体から聞くが、重層事業を実施することの不安を取り除くよう都道府県や国は市町村をバックアップするべき段階にまだあると思う。都道府県の地域資源は何でも使えるなど、都道府県はこの事業をすることのメリットを市町村に対して示すことも必要。
- 町村として受けられない相談があったら困らないのかという思いがあるが、町村には専門職がないため、そうしたケースは県にお願いすればよく、町村独自でやる必要性を感じられていない場合がまだまだ多いのではないか。町村が重層事業など新たな取組を始めることが難しい面があり、最初は都道府県が手取り足取り一緒に取り組んでいく姿勢など市町村への支援が必要であると思う。
- 町村が自ら社会資源を作らなければいけないという負担を感じてしまうため、各都道府県で、各都道府県にはこういう社会資源があるから町村は活用してよいという社会資源一覧などがあるとよいのではないか。

②都道府県調査の調査内容に関して

- 生活支援・障害者・子どもなどの分野で、市町村では窓口体制の強化をしているが、県庁内では分野を超えた情報共有や連携ができていないと感じる。包括的支援体制の整備をしていくにあたり、県はこれからどういうスタンスでこの取組を実施していくのかを知りたい。

- 厚労省から情報が来たときにそれを市町村に伝えるだけではだめで、県庁内の横のつながり、情報共有はどうなっているかということ調査していただきたい。
- 重層というのは市町村の横の重層だけではなくて、市町村と都道府県・国（寄り添いホットライン含め）の関係も重要。例えば、ライフリンクがやっている若年向けのSNS相談を含めた縦の重なり合いも重要で、どう重なりをつくっていくのか、都道府県が主体的に臨もうとする意思があるのか、市町村をバックアップすれば済む話ではないのではないか。こうした問題意識に刺激を与えるような質問が必要ではないか。
- 都道府県が実際の支援の現場で統括してやっているところにどのような課題があるのかを把握していただきたい。
- 都道府県と民間の関係に関して、助成金・補助金を取れるかどうか、仕事内容の質ではなくプレゼンテーションの出来不出来で決まってしまうことがある。民との連携において、民は官と対等でありたいと思うが、請負的に思われていると思いつ込むこともある。重層事業の多機関協働などをやる際に、官は民との連携をどのように考えているのか聞いてほしい。
- 都道府県は町村がなぜ重層事業をやらないかを知らなければ個別の支援もできないと思うので、都道府県に対して、重層事業を町村がやらない理由を知っているかどうかを調査してほしい。

2. 第2回検討委員会

(1) 議事次第

①第1回検討委員会の振り返り

②報告およびご議論いただきたい点について

- ア) 都道府県アンケート調査結果の概要
- イ) 自治体インタビュー調査結果の概要
- ウ) 報告書案

(2) 都道府県調査の結果について

- IV. 都道府県アンケート調査 P.23参照

(3) 自治体インタビュー調査の結果について

- V. 自治体インタビュー調査 P.33参照

(4) 第2回検討委員会での主な意見

①地域共生社会の推進に向けた取組状況について

- 地域共生社会に関する議論を行うための会議体について、14自治体しか設置していないことに非常に少ないという印象をもった。地域福祉支援計画などを議論する場でも地域共生社会の話がされることが想定されるため、それを含めるともっと多いのではないか。

②包括的な支援体制に関して

都道府県の役割全体に関して

- 「市区町村が対応することが基本であると考えため」と回答している都道府県は、決して市区町村に丸投げしようと思っていないわけではない。県としても、例えば婦人相談センターや共同参画支援センター、児童相談所、福祉事務所などの広域

的な支援機関を有しているもので、そうした機関との連携も進めていくことを前提として回答したものと考える。

- 第1回の検討委員会で都道府県は「市町村のバックアップをすれば済むということではない」のではと意見があった。都道府県に、どのように意識づけをしていくか、今回の調査は第一歩だと思う。

それに関連して、児童相談所や、精神保健福祉センターなど都道府県が持っている相談機能を市町村のために使うだけでなく、一緒に解決してくれる、住民の生活を安定させていく資源として、お互いに機能していくことも大きな切り口になるのでは。

- 「個別のケースの対応としては市町村が主になる」のはその通りだが、なかには地元には絶対相談したくないという方がいる。一方、隣の町には住民ではないので相談ができない。そうした状況下では、広域的な相談場所として県の相談場所を紹介することになる。都道府県が直接的にずっとその方のケースを扱うわけではなくて、最初の入り口として都道府県の役割があると良いのではないか。

埼玉県では虐待通報ダイヤルにおいて、24時間365日電話でもメールでも相談を受け付けている。夜中に寄せられた相談電話・メールについて、翌日朝方に町に教えてもらえるので、すぐ対応できる。そういうような相談の入り口を広く県で持ち、市町村と連携を取って素早く情報共有し、市町村が素早く支援に入れる体制ができればいいと思う。

- 相談の一義的な部分は市町村だと思うが、やはり広域的な部分は県で捉えていただきたい。また、重層的支援体制の構築は市町村レベルで完結するのではなく、都道府県、国との横のつながりを深めることが重要。

- 都道府県のみで対応が困難なケースについて、福岡県が刑余者の問題を代表的な事例として挙げていたが、地域生活定着支援センターが市町村との間で援護の実施を調整するには限界があると感じる。千葉県の再犯防止モデル事業では、千葉県がイニシアチブを發揮したことが市町村の行政を巻き込むという意味は非常に大きかった。

こうした課題は、例えば逃げる先が決まらないDV被害者等、他にもある。市町村の住民になりきれなくて、ふわふわ動かざるを得ない人たちのニーズがあるのかもしれないと都道府県が認識をしているかどうかは、個別支援に都道府県が果たすべき役割を検討するうえですごく大きいと思う。

- 再犯防止については市町村で計画努力義務になっており温度差がある。地域生活定着支援センターの活動を行う上で、都道府県の役割が必要。

- 県の役割について、中間的なサポートの事業は何らかすべきだと思う。宮城県は被災地なので、例えば社協や民間が仮設住宅へのサポートを行った際、被災者を雇用して研修して見守りをした際、専門職ではないので問題があった。専門職ではない良さもあるが、専門職ならではの課題解決はなかなか難しい。結局はサポートセンター支援事務所でスーパーバイズをして、それが今、地域福祉課にある支え合いセンターのスキームになっている。

今はいろいろな地域に被災地があるので、その県社協が中心になって、いわゆる各市の被災者を救うバックアップ機能ができています。重層の枠組みでも、千葉県や埼玉県をモデル的に、例えば、仮にSVセンターのような枠組みで、取組がうまくいくか、パイロット的に導入して、うまくいけば、全国的に展開すればいいのでは。

アドバイザー派遣について

- アドバイザー派遣について、市町村の現場の事例を通じて得られた知見をどう共有するのかも気になる。どのくらい都道府県に吸い上げられているのか。一人の専門職のその経験や知見の幅に収まってしまうのであればすごく心配。それで「アドバイザー派遣を行っている」と言えるかどうか検証が必要。
- アドバイザー派遣について、持ち帰ってどう共有するかは大事な指摘。埼玉県では、アドバイザーがひとりで抱えないように、全体で共有しながら、場合によってはアドバイザーを交代したりすることも考えながらやっている。
- 埼玉県でも同じように県事業のアドバイザーの方から、支援が単発の対応で終わってしまえば意味が無いという意見が出ている。また、アドバイザーの属人的な知識だけをアドバイスして終わってしまえば意味がないので、今後は手引き等を作って共通の課題に対しては、アドバイザー全員が同じ認識でアドバイスできるようにすることが必要ではないかという意見をいただいた。現在、アドバイザーに意見をいただきながら、その手引きの作成に着手しているところである。
- 組織として、支援が間違っていないかという確認作業が重要。第三者が「間違っていないよ」と後押ししてくれる、間違っていたら指摘してくれるといった、スーパーバイズしていただける方の存在が現場にとって必要だと思う。高齢、児童、障害など、それぞれの専門的な分野のアドバイザーはいるが、今後、包括的な相談、基本的な相談を受けた時のアドバイスをできる方の確保も考えていただきたい。

③重層的支援体制整備事業に関して

重層的支援体制整備の捉え方

- 重層事業の移行に関する課題感として、「事業のメリットを十分に感じられていない」「庁内の理解を得ることが難しい」との回答が多いことについて、埼玉県では今年度に入って40市町村ほどにヒアリングをし、意見交換をしたが、同じような声が非常に多い。特にメリットについては、新機能分の補助をもらうためにボリュームの多い交付金の事務をするのは、手間だという意見もある。小さい町村では、同じ課の中に障害や子ども、生活困窮など、すべて一つの課で対応しているので、自ずとワンストップになっている。重層事業を実施しなくても実態としては体制が整っているという意見も聞かれる。県としても、もう少し明確にメリットを伝えられれば、重層事業に取り組む市町村も増えると感じる。

- 45の自治体が、「事業実施のメリットを十分に感じられていないこと」と感じるのは、まさに実態だと思う。ワンストップで既にできている市町村もある中で、作業のわりにメリットを感じないと、事業としてどうかと、やはり思ってしまう。

- 重層事業はメリットを感じればやるのかというと、根本的にそうではない。重層事業の理念は、困ってる人を救い上げようとか、制度の狭間に陥っている人を助けるための制度なので、重層事業という形を作れば、救い上げられるのではないかとの打ち出しであり、「各市町村でそういう体制がとれていますか」という呼びかけだと思っている。

足りないところがあれば、その市町村はそこ補わなければならない。補うためにお金が必要なら重層の補助金を活用すればよいということ。重層の補助金の活用ありきではなく、まず市町村がちゃんと体制を取れているのか、その体制が取れていないことさえも気付いてない職員はいないか、というところを今一度考えてもらいたい。

体制が整備できていれば補助金は不要との考え方でもよいと思う。まず一番に、いかに住民が困っている時に救いの手を差し伸べられるか、困っていることを気付いてない人を見つけられるか、そういう体制を市町村で組んでいき、いつまでもその地域で楽しく暮らせるような体制を作るという理念を宣伝してもらいたい。

- なぜ重層が必要なのかの理解が進んでいないのではないか。

浦安市では重層的支援体制整備事業を構築するためのワーキンググループを本年度実施した。当然、交付金の費用の部分の分析をする必要があり、もし浦安市がこれに手を挙げた場合にどのぐらいの費用がどう動くのかを調べた。費用的な部分で言うと、メリットはほとんどないと感じている。

他方で、費用的なメリットがないから、この重層的支援体制整備事業をしなくていいのかという議論が必要で、なぜこれをしなければいけないのかという議論が先ないと、みんな足を進めていくことは難しい。

各制度の相談支援を行っているメンバーが集まり、話し合う場を設けることが重要。事例を通して、実は現場では困っていることを話し合う中で、多機関協働事業や重層的支援会議の意義・意味合いが大きいと感じた。支援会議を作るためには、重層的支援体制を作るべきだし、多機関協働にも期待したい。なぜこれが必要なのかについて、事例を積み重ねる現場の担当者の理解が必要だと改めて感じる。こうした福祉分野からの必要性の理解を全庁的にどう促すかが次のステップ。

- 市町村の財政当局に説明するときに既存の交付金から重層交付金に移行することでどのようなメリットがあるのかを聞かれることが多いため、まず理由を探ることが先になってしまう。しかし本来は、なぜ重層事業に取り組むことが重要なのかを市町村の方が理解して取組を進めていただくことが重要である。県としては重層事業に取り組むことの重要性を丁寧に伝えていければと考える。

市町村の取り組む姿勢についてであるが、埼玉県のある市のケース会議に参加した際、庁内の関係各課が集まって一つのケースに対して、どのように支援していくかを議論されていた。参加者同士が自分の課であればこのような支援ができるという意見を積極的に出し合っていて、すべての課が主体的に参画していることに感銘を受けた。終了後にケース会議の中心になっている課の方に「なぜ重層事業に取り組むのか」と聞いたところ、制度の狭間のケースをしっかりと市として受け止められるようになり、このような連携体制が出来ていれば、他の課から相談が回ってくることもあるが、自分たちが逆に助けてもらえるようになる。win winであり、困っている人を適切に支援できるのであれば、それが一番市としてはいいことだと思うという回答だった。この回答を聞いて、なぜ重層事業に取り組むのか、そういった理念を多くの市町村に知ってもらえるよう、県としては取り組んでいきたいと改めて感じた。

- 都道府県に求められる役割として、「個別ケースに関する相談に応じ、市区町村や支援事業者に寄り添いながら一緒に考える姿勢」との回答が48.9%と約半数が答えている。とても重要であり、これまでとの姿勢の変化を感じる。

事業の継続性・担当者異動時の引き継ぎについて

- 都道府県がバックアップ体制を継続して、自治体担当者が変わったとしてもバックアップの質が変わらない仕組みづくりが必要だと思う。今は、整備を進めている段階なので、自分たちで作りあげていかなきゃいけないと担当者の意識が高いが、担当者が変わった時にそのマインドが受け継がれていくよう、仕組みや枠組み、ルール化をするのが大事。

都道府県も自分たちで事業やっていないわけではないが、どうしても中間的な立ち位置になってしまうので、距離感が生まれるのは当然だと思う。でも、そんな中でも市町村が連携している先を知るためにアンテナを張るとか、民間の動きに興

味を持ってチェックするとか、そういったことを仕組化しておかないと、属人的になって終わってしまう。

- 担当者の意識が今は高いが、その後引き継がれていかないのではないかということについて、埼玉県では部会を立ち上げ、来年・再来年も継続するので、意気込みを引き継ぎながらやっていきたい。

- 県の担当が変わると温度が変わる、ということを日々実感している。
今回、包括的支援体制整備に向けた県の研修等を県社協として受託しているが、「県ではノウハウもないし、それも蓄積していけないから、ノウハウのある県社協に」と委託されている。

地域福祉支援計画を策定しない県もある中でも埼玉県のように継続的にやっていく仕組みを持つというお話を参考にしながら、取り組む必要があると感じた。

- 鳩山町でも全課が出席する重層的支援会議の全体会を年4回開催している。そこでは、ケースではなく、必要な社会資源や、困った人を必要な支援につなげるためには何が必要かを各課の立場からできることをグループワークで整理している。福祉サイドで相談は受け付けるが、支援先につなぐ、出口を見つけることは福祉だけではできなくなっている。各課の民間との協力体制や、社会資源などの情報を集めている。総合相談として全部受け止めるにも全課の協力が必要だが、支援先を見つけるのも全課でやっていかないと福祉サイドだけでやるのは難しい。

例えば、施設へ行くにも交通手段がないため施設に行けずに引きこもっている方がいれば、交通手段を考えてもらう課と一緒に考える。車椅子を使う方が、道がデコボコで移動ができない場合は、まちづくりの方で道を整備してもらいたいなど、全課的に取り組むことが重層的支援体制ということではないだろうか。

福祉サイドで考えるのは、最初のきっかけではあるが、福祉以外の部署の職員もいつ福祉関係の部署に異動するか分からない。来るかもしれない職員を育てるためにも、全職員に対して、ある程度の知識を持ってもらうように、国から来た情報や通知は町長も職員全員も閲覧できる電子掲示板に載せて題名だけでも見てもらえるようにしている。そういう取組があるということが頭の片隅にでもあれば、違う課から福祉に異動してきた時にも、取組やすいのでは。同じ町の中の職員同士でつないでいく体制も作らないと、すごくいいものができるけど、次の担当者に引き継がれないのでは本当に意味がないので、鳩山町ではそこも力を入れていきたい。

都道府県—市区町村との連携について

- 市町村が持っていない機能や、児童相談所やDV等の県の施設を活用するための連携が必要。DVや刑余者の情報は町村に直接降りてこないなので、市町村は県から教えてもらう必要がある。

特に刑余者について、「昨日出所したので、制度を申請したい」と、急に本人が窓口に来られることがある。すぐ働けないことが多いので生活保護が必要でも、生活保護は、町で決定できないので、また県に問い合わせなければならず、素早い支援ができないことが町村ではある。そういうところをもっと県と連携・情報の共有ができればよい。

④都道府県と民間団体・企業との連携について

○ 企業やコンビニと協定を結ぶ動きがあるが、実際には難しいということだったが、重層だけでなく、今後、災害支援などさまざまな部分での支援資源になっていく可能性もあるため、重要だと思う。

○ 民間はできる・できないではなく、やる必要があると思っている。実際に住民の方々のニーズにリアルに接して、突き動かされ、思わず支援をする。そうした支援の始め方が多いと思う。その中で当然、自分たちだけでやり切れないものについて、その自治体で事例がなく、民間が先陣をきって始めた活動であると、前を走っている人がいないので地域や分野を越えて、横につながっていく。現在の中核地域生活支援センターもそうした横のつながりに支えられてやってこられた。こうした経緯を理解した上で、千葉県では困窮者事業をスタートした時点で仲間と声をかけ合ってネットワークづくりを行った。

こうした連絡組織を行政がバックアップする仕組みを持つだけでも、単なるノウハウや、ハウツーよりも、もっとリアルに力になるような情報共有ができたり、更に、地域づくり自体が進化する一つの仕掛けになるのではないかと思う。

そういった観点で、連絡組織を作ってノウハウが交換されればよいのではなく、都道府県として、そこにどのようなニーズがあるのか、連絡組織を通じて支援を必要とする方の姿が見えてくるなど、そうした情報をキャッチする姿勢も必要だと思う。

○ 民間の場合は行政に先んじて制度がないところの相談を受けたり、相談をしている部分がある。それをあとから体系化するのが行政の役割になるので、そのバランス、取組は大事。

どうしても制度は後から付いてくるので、まず実践があつて、それを制度化していく、体系化していくのが行政・厚労省の役割。

私も自殺防止の評価委員などをやっているが、民間の力、発見力は素晴らしい。それをどう活かして行くかが大事。制度ができる前に民間のNPOや、様々な人たちが始めたものを、その後整理して体系化していくのは大変な作業であり都道府県や国の役割は大きい。

- 市町村単独で民間の先進的な取組を受け止めることは難しい。都道府県のレベルで、民間の先進性みたいなものを咀嚼して、先進国の例まで含めて、研究してもらえるといいんだろうなと思う。

しかし現実的には必ずしも民間団体は都道府県と良好な関係とは言えない。その一番の理由は、民間団体を下請けのように考えている自治体があるからではないか。「民間団体との連携は必要だが、連携できていません」と言われた時に、民間の立場からは「下に見ていませんか？」と感じる。十分な対価を得ずに働く民間団体の方々を見てきた経験から、費用を負担するやり方には難しい点もあるかもしれないが、それでも何かは考えたほうがいい。

国で事業を実施する時に民間にどのぐらい敬意を持って遇せるかは大きなポイント。

市町村は目の前のことで大変なので都道府県は先進的なものを取り入れて、咀嚼をして方針化する仕事を民間と共にできる立ち位置だと思うので、敬意をもって遇することを文化にしてもらいたい。

助成金をもらう申請書を書く支援を都道府県はすべき。支援の上手な人は申請書を書くのが苦手な場合もあるのでぜひお願いしたい。

- 例えば、民間に対する助成金、今とある団体では人件費比率を五割まで認めるとか、複数年助成を認めるとか、そういうことを始めている。かつては行政からの助成は人件費を認めず事業費のみというところがあったが、行政も柔軟にいろいろな形を作り始めていると思う。
- 自治体の方が民間を下に見ているのではないかと感じることもあるので、上下ではなくパートナーシップの相手であるというように意識を変えてほしい。

Ⅲ. 実務者ヒアリング

1. ヒアリングの目的

本調査研究事業で設置する検討委員会に先駆けて、本委員会で議論を深めるための論点整理を行うため。

2. ヒアリング協力者

- ・朝比奈 ミカ氏、渋沢氏、他（中核地域生活支援センターがじゅまる）
- ・遠藤 智子氏、澤上氏（一般社団法人社会的包摂サポートセンター）
- ・立岡 学氏（一般社団法人パーソナルサポートセンター）

3. ヒアリング方法・期間

ヒアリング方法：オンライン会議ツール使用

ヒアリング期間：2021年9月29日、9月30日

4. ヒアリング項目

- (1) これまでの実践（支援）を通じて、どのようなケースで都道府県の関与を必要と感じましたか。
- (2) 市区町村の包括的な支援体制（地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに柔軟に対応する市区町村の支援体制）を構築する観点から、都道府県にはどのような役割が求められると感じていますか。
 - ① 個別ケースへの対応の観点から都道府県にどのような役割が求められると感じていますか。できる限り具体的に教えてください。
 - ② 支援従事者への支援の観点から都道府県にどのような役割が求められると感じていますか。できる限り具体的に教えてください。
 - ③ （必要に応じてお答えください）市区町村への支援の観点から都道府県にどのような役割が求められると感じていますか。できる限り具体的に教えてください。
- (3) 日頃の実践の中で、どのような点で支援のしづらさを感じますか。また、その支援のしづらさを解消するために、都道府県や市区町村が行うべきと感じていることはありますか。

5. ヒアリング結果

(1) これまでの実践（支援）を通じて、どのようなケースで都道府県の関与を必要と感じましたか。

- 刑務所出所者の帰往先が円滑に決まらず、調整する市町村の主体が存在しない場合に、広域の立場で調整する機能が必要
- DVの被害者等（家族含む）で加害者と距離をとらなければならない場合、市町村圏域を越えて調整が必要
- 親族を頼れない子どもたち、若者たちは地域コミュニティへの帰属意識が低く、SNSなどのツールで知り合った人などを頼って、安易に各地を転々とするため、市町村圏域を越えた関係機関が協力関係を構築することが必要
- セクシュアリティで悩む相談者は、身近な相談窓口への相談も露見の恐怖から利用することが難しい場合があり、広域を対象とした相談窓口が求められる
- 他県につながり必要がある場合と、他県からつながれる場合（例：震災で避難するケース等への対応）
- 福祉事務所未設置町村に対する都道府県の関与について（例：複雑化・複合化した支援ニーズのある世帯で、今現在、手持ち金がない状況で生活保護が却下になった場合、却下の判断の提示だけではなく、代替案の提示や、都道府県の関連部署へのつなぎ、支援方針についてのスーパーバイズをしてほしい）
- 仕事、子育てや教育、介護など、世帯全体で常に何らかの解決すべき課題が存在し、援助関係を築くのに時間がかかる場合、広域でゆるやかにつながり続ける支援が必要（ライフステージに応じて常に何らかの解決すべき課題があるため、市町村ごとに支援を分担するだけでは丸ごとの支援にならず、援助関係を維持することが難しくなる）
- 外国人患者の医療通訳のニーズは多いが、個々の市町村でみるとニーズが限られるなど、そのバラつきも多く、都道府県において広域的に対応してほしい など

(2) 広域での支援体制を整備していくにあたり、市区町村と都道府県との連携体制はどうあるべきと感じましたか。

- 市町村が広域調整を希望した場合、都道府県もしくは都道府県が調整を委託した事業者が、相談内容を事前に聞いた上で、調整の必要性を判断していただき、調整が必要と判断したものは市町村と連携しながら対応することが必要
- 市町村と都道府県との連携体制の構築の前提として、個別のケースに対して「○市町村の方」ではなく、「生活に困難を抱えている一都道府県民への支援」といった共通認識を持つことが必要
- 市町村と都道府県のある程度の役割分担を意識しながらも、援助関係を重視し、互いに一定の重なりをつくりながら漏れのない体制をつくる必要がある
- 広域の支援機関はバックアップの視点を重視し、徐々に身近な市町村の関係機関に主たる関係をシフトさせていくのがよいのではないか
- 震災の避難者への支援など、広域的な連携が求められるなかで個人情報への壁がネ

ックになることがあったため、難しいかもしれないが、広域支援の観点から個人情報
の取扱いについて柔軟に対応することも必要ではないか

- 根拠法のないもの（いわゆるグレーゾーンにあたるようなケース）に関しては、
都道府県から市町村に対して、対応の指針などを作成して連携するかたちもあるの
ではないか など

（３）市区町村の包括的な支援体制（地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ に柔軟に対応する市区町村の支援体制）を構築する観点から、都道府県に はどのような役割が求められると感じていますか。

①個別ケースへの対応の観点から都道府県に求められる役割

- 個別ケースへの助言、スーパーバイズ等の支援（例：事例の集積による情報
提供や助言、協働して対応する等）
- 各市町村間の調整（ケース移管や、DV被害者や刑余者など居住地等をこれ
から決める場合の個別ケース支援等）
- 広域調整が必要となる場合のケース会議への出席
- 県外からの依頼、県外への依頼ケースの調整
- 個々の市町村にはない都道府県が有する社会資源（施設等）を活用できるよ
うな調整
- 個々の市町村単位では整備が難しい広域的活用が必要な社会資源の整備につ
いて、市町村の要望を吸い上げる仕組みの構築
- 性暴力被害等のデリケートな内容など、身近な相談機関に相談しづらい（し
たくない）と考えた場合の相談の受け皿
- 広域で活用できる社会資源の整備
- 都道府県が有する相談支援機能の積極的な活用
- 民間団体との連携のサポート、連携を促進するための役割
- 外国人、LGBT、性虐待被害者、若年女性、DV被害者など、支援制度が
十分ではない（個々の市町村による支援ノウハウが十分ではない）領域につい
て、支援のノウハウを提供する役割 など

②支援従事者への支援の観点から都道府県に求められる役割

- 個別ケースへの助言、スーパーバイズ等の支援（例：事例の集積による情報
提供や助言、協働して対応する等）
- 都道府県が実施する各種研修について、高齢、障害、児童、生活困窮等の分
野に関わらず、どの研修にも参加できるような調整
- 各分野横断的な人材育成の実施（例：高齢分野の職員を対象にした、障害・
児童・生活困窮分野の研修会の開催等）
- 個別ケース会議への専門職派遣（精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士、
弁護士、司法書士等）
- 地域の様々な相談支援機関や団体等の社会資源に関する情報収集と情報提供
（社会資源の一覧公開と担当者リスト）
- 制度動向等の各種説明会・セミナー等の開催

- 各分野間の人材交流の促進、人材の発掘
- 民間の支援団体に対する事務支援の提供、多様な民間団体の参画のサポートなど

③市区町村の支援の観点から都道府県に求められる役割

- 市町村の担当からの困りごとについて一緒に悩む姿勢、都道府県が伴走する姿勢
- 人材養成研修の実施
- 各分野横断的な人材育成の実施（例：高齢分野の職員を対象にした、障害・児童・生活困窮分野の研修会の開催等）
- 複雑化・複合化した支援ニーズを抱えた事例について、市町村からの相談に応じる専門対応部署の設置や、当該部署への専門職の配置(分野横断する支援が必要な事例に対して都道府県のどの部署に相談したら良いか分からないため)
- 都道府県の機関で対応した困難事例をもとにした新たな課題の分析、問題提起・啓発
- 広域で対応すべき課題についての社会資源の創出
- 各地域の参考になる実践事例の紹介
- 制度動向等の各種説明会・セミナー等の開催
- 国の補助事業（市町村が選択できるもの）の実施に積極的ではない市町村に対する財政的なサポートを含めた支援

(4) 日頃の実践の中で、どのような点で支援のしづらさを感じますか。

- コロナ禍のなかで、対象者との距離を縮めることが難しくなっていること
- 市町村の担当からの困りごとについて一緒に悩む姿勢、都道府県が伴走する姿勢
- 家族、地域住民、支援者は支援が必要だと感じていても本人が困り感をもっていない（当事者が困っていない）
- 必要と思われる支援方針を提示しても、当事者に受け入れられない又はその必要性を理解いただけない
- キーパーソンが不在
- 生活保護申請が却下になった場合の困窮世帯への支援
- 困難事例への支援に対する専門職間での深刻感や、支援の必要性の認識の差
- 各分野の縦割り意識
- 児童分野の制度的な不十分さ、在宅サービスの不足
- 将来の生活リスクが懸念される個人・世帯を、細く長く見守る仕組みの不足
- 相談者が外国籍の場合、在留資格によって利用が難しい制度があること
- （相談者が外国籍の場合）相談支援側の無理解から、相談者との間にディスコミュニケーションが生じてしまい、相談支援側もそれに気づかないことが多い
- 支援機関には、家庭内暴力、LGBT、ジェンダーなどの問題に対する理解が進んでいないことが多い
- 風俗的な産業の就労者に対する差別的な対応 など

(5) (4) で挙げられた支援のしづらさについて、それを解消するために、都道府県や市区町村が行うべきと感じていることはありますか。

- 実践者と一緒に悩むことや、不必要な成果を求めないこと（人への支援の評価を客観的に行うことは難しい面があり、単に相談件数を評価することは避けてほしい）。
- 予算のことで市町村や事業の委託先が悩まない様に対応すること
- 市町村や支援従事者への助言、スーパーバイズ
- 生活保護申請の却下時などにおける、既存制度を活用できない場合の代替案の提示
- 医療機関等を対象にした研修の実施（医師など医療関係者に、困難事例に対する深刻度や支援の必要性の認識の差を埋めるため）
- 各種の偏見や無理解の解消・克服をテーマとした研修の実施（外国籍の相談者への対応、家庭内暴力、LGBT、ジェンダーなどの問題、風俗的な産業の就労者への対応など）
- 複合的な問題を含む相談や狭間の相談を扱う部署の設置
- 身寄りのない人、家族を頼れずに孤立している人を見守る公的保証の仕組みなど

IV. 都道府県アンケート調査

1. 都道府県アンケート概要

(1) 調査対象

47都道府県 重層的支援体制整備事業の担当者

回答率：100%

(2) 調査方法・調査期間

調査方法：アンケート（エクセルフォーマットへの回答・記入）

調査期間：2021年12月13日～12月23日

(3) 調査項目

- ①都道府県、回答者、地域共生社会の推進に向けた取組状況について
 - ・地域共生社会の推進に向けた会議体の設置状況
 - ・会議体の構成員について
- ②包括的な支援体制に関して
 - ・相談窓口の設置状況
 - ・都道府県が行う後方支援について
- ③重層的支援体制整備事業に関して
 - ・重層的支援体制整備事業への移行の課題感
 - ・市区町村からの相談状況
 - ・重層的支援体制整備事業における都道府県の想定される役割
- ④都道府県と民間団体・企業との連携について
 - ・民間団体・企業との連携状況
 - ・民間団体・企業に期待していること
- ⑤その他

(4) アンケート結果サマリー

①地域共生社会の推進に向けた取組状況について

- ・ 地域共生社会に関する議論をする会議体を設置しているのは、14自治体（29.8%）となっている。ただし、地域共生社会に関する議論と関連する地域福祉支援計画等を議論する場などが含まれていないのではとの指摘があり、データの見方には留意が必要。
- ・ 会議体の構成員は「高齢・介護」「障害」「子ども・子育て」「生活困窮」「地域福祉」分野が、それぞれ約8～9割となっている。

②包括的な支援体制に関して

- ・ 都道府県のうち46自治体（97.9%）において、部署間の連絡調整や複数部署にまたがる相談に対応する体制はとられていないが、その理由として最も多かったのは「市区町村で対応することが基本であると考えため」（89.1%）となっている。ただし、都道府県には婦人相談所、児童相談所、福祉事務所などの広域的な支援機関があるため、それらの支援機関と連携した体制があることが前提であるとの指摘があった。
- ・ 市区町村から寄せられる対応が困難なケースに対しては、「専門職が助言する体制はないが、市区町村の相談にできる限り対応している」（55.3%）、「都道府県から委託を受けた民間団体や専門職（アドバイザー）が助言している」（29.8%）が上げられた。
- ・ 都道府県が市区町村や民間団体を対象に行う支援については、「研修会や説明会の実施」（市区町村職員向け：95.7%、民間団体向け：42.6%）、「包括的な支援体制の整備に向けた実態調査の実施」（38.3%）、「市区町村や民間団体等との連携や交流促進を図る取組の実施」（34.0%）の順に多くなっている。
- ・ 「個別のケース検討での専門職による助言」を実施しているのは7自治体（14.9%）となっている。

③重層的支援体制整備事業に関して

- ・ 重層事業への移行に関して市区町村の課題感として当てはまるものとして、都道府県の約6～7割が「事業内容に対する理解が十分に進んでいないこと」（63.8%）、「事業実施について、庁内の関係者の理解を得ることが難しいこと」（66.0%）を挙げている。

- ・ 45自治体（95.7%）が「事業実施のメリットを十分に感じられていないこと」を挙げている。この結果について、規模の小さな町村の場合は複数分野を1つの部署で対応し、ワンストップの仕組みがすでにできていると感じていることや、都道府県から市区町村に説明をする際に重層事業のメリットを伝えることの難しさがあること等が背景にあるのではないかといった意見があった。
- ・ 市区町村から重層事業への移行について相談があった場合に「専門家を派遣している」のは、11自治体（23.4%）となっている。
- ・ 重層事業における都道府県に求められる役割として選択されたもののうち、最も多かったのは、「研修等を通じた人材育成」（80.9%）となっている。続いて、「市区町村の要望を踏まえた国との協議・調整」（78.7%）、「市区町村等の相談に応じ、必要な助言ができる専門職の設置や派遣」（55.3%）となっている。

④都道府県と民間との連携について

- ・ 包括的な支援体制を構築する上で、都道府県のうち43自治体（91.5%）が、民間との連携の必要性を感じている。
- ・ 一方、民間との連携を十分に進められていると回答したのは9自治体（19.1%）となっており、具体的な連携はできていないと回答したのは21自治体（44.7%）となっている。
民間との連携を推進するに当たって、行政職員が民間団体をパートナーシップの相手方として、敬意を持って協働する姿勢や、民間団体の事務作業への支援などが必要ではないかとの意見があった。
- ・ 民間に対して必要と感じる具体的な支援として、約6～7割の自治体が、「各種の公的制度や事業に関する説明」や「民間同士の連携・交流（ネットワークづくりなど）のサポート」を挙げている。
- ・ 民間に期待することとしては、約7～8割の自治体が、「専門的な相談支援」や「事業者間のネットワークの活用」を挙げている。

2. 都道府県アンケート結果

(1) 地域共生社会の推進に向けた取組状況について

①地域共生社会に関する議論をする会議体はありますか？

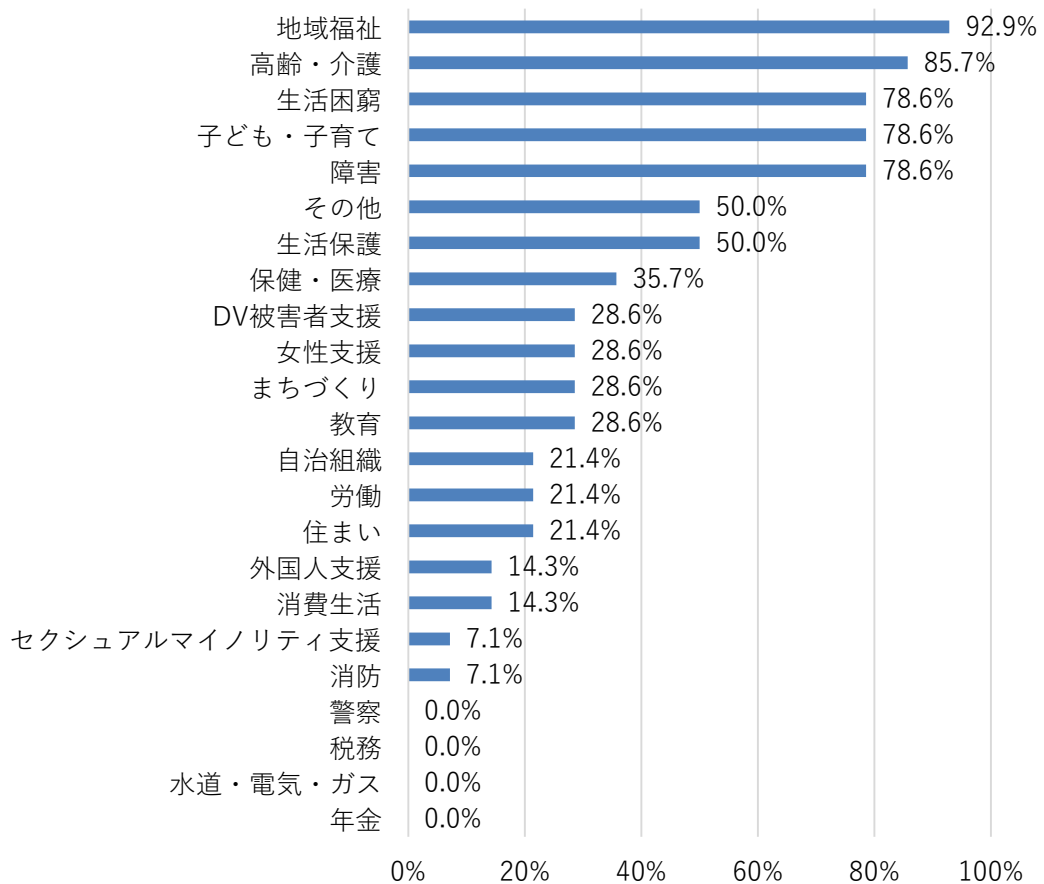
選択肢	件数	割合
はい	14	29.8%
いいえ	33	70.2%

②会議体の構成員

選択肢	件数	割合
庁内の職員（都道府県職員）のみで構成	4	28.6%
庁外の職員（都道府県職員以外）のみで構成	3	21.4%
庁内・庁外の職員で構成	7	50.0%

③会議体に参加する構成員の分野

回答対象：14



④重層的支援体制整備事業について庁内への情報共有方法

<複数選択可>

回答対象：47

選択肢	件数	割合
会議体を通じて共有（会議内、メール等）	9	19.1%
関連部署へ個別に共有（説明会、メール等）	45	95.7%
庁内の掲示板やイントラネット上で庁内職員全体へ共有	3	6.4%
共有していない	1	2.1%

（２）包括的な支援体制に関して

①部署間の連絡調整や複数部署にまたがる相談に対応する体制（相談窓口） 設置有無

選択肢	件数	割合
はい	1	2.1%
いいえ	46	97.9%

②相談窓口を設置していない理由

<複数選択可>

回答対象：46

選択肢	件数	割合
市区町村で対応することが基本であると考えため	41	89.1%
相談窓口設置のニーズが十分に見込めないため	16	34.8%
相談窓口の必要性は理解するものの、人員が不足しているから	2	4.3%
相談窓口の必要性は理解するものの、予算が不足しているから	1	2.2%
その他	5	10.9%

③市区町村から寄せられる対応が困難なケースにどのような対応をしていますか？

<複数選択可>

回答対象：47

選択肢	件数	割合
都道府県に配置されている専門職が助言している	8	17.0%
都道府県から委託を受けた民間団体や専門職が助言している	14	29.8%
専門職が助言する体制はないが、市区町村の相談にできる限り対応している	26	55.3%
個別のケースについての相談に対応できていない	1	2.1%
その他	7	14.9%

④都道府県が市区町村や民間団体へ行っている支援について

選択肢	実施の有無		国の補助事業 (都道府県後方 支援事業)で実 施する取組内容 に含まれるもの		都道府県単独で 実施しているもの	
	件数	割合	件数	割合※1	件数	割合※1
市区町村職員向けの研修会や説明会を実施	45	95.7%	39	86.7%	12	26.7%
民間団体向けの研修会や説明会を実施	20	42.6%	18	90.0%	4	20.0%
包括的な支援体制の整備を進めるために、実態調査を実施	18	38.3%	8	44.4%	10	55.6%
市区町村間や市区町村と民間団体等との連携や交流を促進するための取組を実施	16	34.0%	14	87.5%	3	18.8%
包括的な支援体制の整備を進めるために、専門職が必要な助言をしている	14	29.8%	14	100.0%	0	0.0%
個別のケース検討にあたり、専門職が必要な助言をしている	7※2	14.9%	7	100.0%	0	0.0%
その他	7	14.9%	4	57.1%	3	42.9%
各市区町村の包括的な支援体制の整備に関する手引きやマニュアルを作成	4	8.5%	3	75.0%	1	25.0%
個別のケースの支援に活用できる社会資源をリスト化し市区町村や支援関係者に提供	3	6.4%	0	0.0%	3	100.0%

※1. 実施の有無に対する割合

その他（記述回答）

- ・ コミュニティソーシャルワーカーの養成
- ・ 包括的な相談支援を実施する人材の育成
- ・ 社会福祉法人等による地域支え合い活動の促進
- ・ 民間事業者に業務を委託（中核地域生活支援センター事業）
- ・ 住民主体による地域課題の解決を図る活動をモデル実施
- ・ 4者(市町村、市町村社協、県、県社協)による協議

※2. 派遣をする専門職について（記述回答）

- ・ 重層的支援体制構築アドバイザー
- ・ 大学教授をアドバイザーとして派遣している。

- ・ 県社会福祉士会会員
- ・ 県社会福祉協議会職員（委託事業）
- ・ 福祉の資格等を持つひきこもり、権利擁護、コミュニティソーシャルワーク等の専門家
- ・ 地元の学識経験者、実務者ネットワーク会議構成員
- ・ 県社会福祉協議会

（３）重層的支援体制整備事業に関して

①重層的支援体制整備事業への移行の課題感

<3つ選択可>

回答対象：47

選択肢	件数	割合
事業実施のメリットを十分に感じられていないこと	45	95.7%
事業実施について、庁内の関係者の理解を得ることが難しいこと	31	66.0%
事業内容に対する理解が十分に進んでいないこと	30	63.8%
事業実施について、新たな予算措置をすることが難しいこと	13	27.7%
その他	10	21.3%
事業実施について、庁外の関係団体・関係者の理解を得ることが難しいこと	6	12.8%
既に地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制が十分に機能していること	6	12.8%

その他（記述回答）

- ・ 人員体制や地域資源の不足
- ・ 従来の福祉制度にはあまりない、市町村自らが制度設計することに慣れていないこと
- ・ 現在すでに補助事業などで取組が進んでいるものを、全て区市町村の委託にすることの調整が難しい自治体もあるようです。
- ・ 庁内連携の取組（事業に対する情報交換や課題の共有）
- ・ 専門職等人材の確保
- ・ 多機関協働のためのコーディネーター役の不在
- ・ 小規模自治体においては庁内の連携が既に図られているケースもあり、重層事業に移行する必要性が感じられないという声がある。重層事業で規定される各事業にこだわらず、同様の取組を行う市町村に対しても国の財政支援等があれば取組が広がっていく可能性はある。
- ・ 重層的支援体制整備事業を実施するためには、実施が必要な事業が複数あるが、すべての事業を揃えることが難しいこと
- ・ 事業実施にあたり必須となっている既存事業(障害・子ども分野)の実施が難しいこと
- ・ 当事業が任意事業であること。

②市区町村から重層的支援体制整備事業への移行について相談があった場合の対応

<複数選択可>

回答対象：47

選択肢	件数	割合
随時相談を受け付け、助言やサポートをしている	46	97.9%
市区町村に専門家を派遣している	11	23.4%
その他	1	2.1%

③市区町村から重層的支援体制整備事業について寄せられる質問

- ・事業の実施体制、計画策定について
- ・交付金の仕組み、対象経費の範囲について
- ・事業実施によるメリット
- ・交付金の具体的対象、実施要件
- ・他自治体による取組事例、モデル事業について
- ・専門職配置に関する人材確保について
- ・移行するために何をしなければならないか
- ・本人の同意が得られない場合の支援会議、重層的支援会議の開催について
- ・相談支援包括化推進員の役割
- ・既存事業との整合性

④重層的支援体制整備事業における都道府県に求められると思われる役割

<3つ選択可>

回答対象：47

選択肢	件数	割合
研修等を通じた人材育成	38	80.9%
市区町村の要望を踏まえた国との協議・調整	37	78.7%
市区町村等の相談に応じ、必要な助言ができる専門職の設置や派遣	26	55.3%
個別ケースに関する相談に応じ、市区町村や支援事業者に寄り添いながら一緒に考える姿勢	23	48.9%
市区町村圏域を超えた広域での支援が求められるケースに関する連絡・調整	16	34.0%
その他	9	19.1%

その他（記述）

- ・事業実施に向けた事務手続き上のテクニカルな解釈と指導
- ・社会資源開発に係る支援や地域の好事例の横展開等
- ・重層実施自治体や好事例の展開等

- ・各市町村において、地域の実情に合った体制の構築を進めることができるように支援を行うこと
- ・福祉関係部署以外との調整
- ・市町村に検討してもらうための調整・動機づけ
- ・継続的な説明会の開催（国から地方に対しても）
- ・多世代交流等地域づくりの後方支援（例：補助金）
- ・先行事例等の有益な情報提供、情報共有の場の設定

（４）都道府県と民間団体・企業との連携について

①市区町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を広域的な観点から支援する上で、民間団体との連携状況について教えてください

<1つ選択可>

回答対象：47

選択肢	件数	割合
民間との連携を十分に進めており、今後も連携を進めていきたい	9	19.1%
民間との連携を十分に進められていないが、今後は連携を進めていきたい	13	27.7%
民間との連携の必要性は感じているが、具体的な連携はできていない	21	44.7%
民間との連携の必要性を感じておらず、今後も具体的な連携は考えていない	4	8.5%

②市区町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を進めるにあたり、民間に期待していることを教えてください

<複数選択可>

回答対象：47

選択肢	件数	割合
事業者間のネットワークの活用	37	78.7%
専門的な相談支援	33	70.2%
夜間・休日の対応	9	19.1%
都道府県の圏域を超えるケースへの対応	7	14.9%
その他	2	4.3%

その他（記述回答）

- ・地域住民や市町との協働、地域づくり活動への参画

③地域住民の地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を進めるにあたり、民間の活動をより活発にしていくためには、民間に対してどのような支援が必要と感じますか

<複数選択可>

回答対象：47

選択肢	件数	割合
各種の公的制度や事業に関する説明	33	70.2%
民間同士の連携・交流（ネットワークづくりなど）のサポート	30	63.8%
各種の公的な補助金申請等にかかる手続き負担の軽減	22	46.8%
民間の活動の広報	20	42.6%
その他	3	6.4%

その他（記述回答）

- ・重層事業と民間への支援について、整理し情報提供をお願いしたい
- ・民間企業の少ない地方において、受け皿となる民間企業、地域団体を育てていくための補助などの支援制度
- ・支援ニーズと担い手（民間活動者）のマッチングや、活動を後押しするコーディネート

V. 自治体インタビュー調査

1. インタビュー調査の概要

(1) 調査対象自治体

- ①岩手県 保健福祉部 地域福祉課
- ②栃木県 保健福祉部 保健福祉課
- ③埼玉県 福祉部 地域包括ケア課
- ④広島県 健康福祉局 地域共生社会推進課
- ⑤福岡県 福祉労働部 福祉総務課
- ⑥宮崎県 福祉保健部 福祉保健課

(2) 調査方法・期間

調査方法：インタビュー（オンライン）、文書回答
調査期間：2022年2月1日～2月7日

(3) 調査項目

- ①都道府県庁内の各部署との連携体制についてどう構築していますか？
- ②地域住民のニーズ把握や具体的な支援に当たり、市区町村のバックアップのみではなく、都道府県が主体的に関与できるような方策として、何か考えられることはありますか？
- ③市区町村や都道府県が実施主体となる各種相談事業を通じて、公的な窓口で受けきれない問題に、都道府県としてどのような対応を行うことが考えられるでしょうか。
- ④都道府県のみでは対応が困難な場合、市区町村や国にどのような協力をお願いしたいと思いますか。もし具体的に思い当たるケースがありましたら教えてください。
- ⑤都道府県として、民間団体との連携についてどう考えていますか。福祉系団体など企業以外の団体との連携と、企業と連携について、それぞれ具体的にどのようなことが考えられますか。
- ⑥都道府県が行っている各種後方支援について教えてください。

(4) インタビュー結果サマリー

①都道府県庁内の各部署との連携体制についてどう構築していますか？

- コロナ禍で庁内連絡会議の設置に至らなかった。(岩手県)
- 重層事業の4分野(地域福祉・高齢・障害・子ども・困窮)の担当課で「地域共生社会ワーキンググループ」を設置。担当者レベルを構成員とし、令和3年度は、地域共生の理念や重層関連事業の共有を行った。それ以前は、市町の支援に向けた意見交換等を実施し、地域座談会を県がモデル的に実施する等取り組んできた。(栃木県)
- 「市町村総合相談支援体制構築推進部会」を設置し、有識者に加え、重層的支援体制整備事業の各事業担当課や県社協にも参画してもらっている。市町村や各分野の相談機関を対象に研修会なども開催している。また、市町村にアドバイスした内容を蓄積し、手引きとして取りまとめていくことも議論に出ている。(埼玉県)
- 「地域共生社会推進プロジェクトチーム」で議論している。同PTは平成30年豪雨災害対応として、県庁内の調整組織が設けられたことが起点。今年度からの県総合計画に、地域共生社会の実現を明記したことで、高齢、障害、社会援護、教育、雇用関係等からなる構成員に、さらに女性活躍・子ども関係の部署も加わった。今年度の開催は1回ではあるが、重層的支援体制整備事業が始まる際には関係課で個別に集まるなどの連携を図っている。(広島県)
- 厚労省の連携通知で示された連携先の事業所管課に声かけをして会議体を設置中。(福岡県)
- 重層事業の4分野の担当課を中心に庁内連携会議を開催し、情報共有を行う。(宮崎県)

②地域住民のニーズ把握や具体的な支援に当たり、市区町村のバックアップのみではなく、都道府県が主体的に関与できるような方策として、何か考えられることはありますか？

- 日常的に見相、DV支援などを中心とした県の専門機関と各市町村で連携を取っている。重層を実施している矢巾町への支援として、県の精神保健福祉センターが支援会議に出席。また、重層事業の実施予定のない自治体を対象に実態調査を実施。(岩手県)

- LINE等を活用したオンライン相談窓口や居場所づくりについて、今後検討したい。（栃木県）
- 県が主体的に相談を受けると言うよりは、県がもっている広域でのつながりという強みを活かし、引き続き、研修会や情報交換会、アドバイザー派遣等の取組を行っていく。（埼玉県）
- （移行準備事業を行っている）尾道市が開催する包括化推進会議に県社会福祉協議会と一緒に出席している。（広島県）
- 再犯防止の取組では、複数分野の課題を抱えているような場合に県として包括的な支援（関係機関へのつなぎ）を行っている。また、今後は庁内の担当だけではなく、現場の支援者も巻き込む形での情報交換や関係づくりを行っていきたい。（福岡県）
- 単独の市町村で解決が難しい課題について、県の相談窓口で相談を受け止め、必要に応じて適切な支援機関に繋ぐといった取組や人材養成の取組が必要だと感じている。（宮崎県）

③市区町村や都道府県が実施主体となる各種相談事業を通じて、公的な窓口で受けきれない問題に、都道府県として、どのような対応を行うことが考えられるでしょうか。

- 都市部と異なり民間支援機関はさほど多くない。市町村と民間支援機関とが直接連携しているケースもある。（岩手県）
- 相談を受けた窓口で対応できなくても、対応できる窓口につなぐことで対応してきた。今後、多様化している相談を受け止められるよう、幅広い知識や制度理解、社会資源に精通している人材の育成が県として必要と考える。（栃木県）
- 県が直接相談を受けるよりも、身近な圏域で相談者の情報を持った機関が受ける方が適切な判断・支援ができると考える。このため、市町村の包括的な支援体制の整備を県が後方支援していくことが重要である。また、地元では相談しにくいという方がいるのも事実ではあるが、県として常にアンテナを高く持ち、県が持っている児童相談所や福祉事務所等の相談機関とも連携しながら市町村の取組を支援したい。（埼玉県）

- 県内外の当事者や家族の会、実績のあるNPO法人などの相談窓口につなげるよう、国からの情報収集や各団体との連携が考えられる。（広島県）
- 現在、県・市町村の現場で各支援の実情や在り方について調査を行っている。（福岡県）
- 専門職が助言する体制はないが市区町村の相談にできる限り対応している。今後、専門家によるアドバイスの活用や民間団体・地域住民との連携などが考えられる。（宮崎県）

④都道府県のみでは対応が困難な場合、市区町村や国にどのような協力をお願いしたいと思いますか。もし具体的に思い当たるケースがありましたら教えてください。

- 児童相談所は県内に3箇所あるが、地域によっては片道2時間かかるようなケースもあり、初動対応等は市町村の協力が欠かせない状況。（岩手県）
- 市町村・県ともに専門職の人材確保が難しい状況。国から予算的な支援があるとありがたい。（埼玉県）
- 市町の取組として、分野を限らず地区全体を見る保健師が徐々に増えている。地域のキーパーソンと連携を密にし、課題の早期発見・対応を行っている。これからも、市町の地区担当保健師と県の保健師とが連携することで、県が運営するセンターや相談支援機関等とのつながりが深まることを期待している。また、国には、国内外の困難事例への対応について情報収集・発信を期待する。（広島県）
- 刑務所出所者等について、地域生活定着支援センターが市町村と個別に調整してつなげていくスキームであるが、市町村へのつながりが上手くいかないケースがあり、課題だと感じている。（福岡県）
- 市町村には課題解決までのプロセス・ノウハウ等の情報共有を期待する。また、国には研修の充実による、相談支援包括化推進員の人材育成をお願いしたい。（宮崎県）

⑤都道府県として、民間団体との連携についてどう考えていますか。福祉系団体など企業以外の団体との連携と、企業との連携について、それぞれ具体的にどのようなことが考えられますか。（現に連携していることのほか、このような連携ができたらいいなと感じること等を教えてください）

- 内閣府の予算を活用して、こども食堂・こどもの居場所づくりにかかる民間ネットワーク組織（44団体が参加）への支援を行っている。また、県と企業とで包括的連携協定を締結しているが、県がしてほしいことと企業がやりたいことのマッチングが難しく、福祉分野での具体的な取組には至っていない。（岩手県）
- 福祉系団体では、「栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進協議会」との共催により、行政職員・社会福祉法人理事長を対象としたフォーラムを開催し理念の浸透を図ってきた。また、「地域で輝くふくしのチカラ大賞（グランプリ）」を開催し、受賞法人や団体による取組発表のほか、今年度、昨年度はオンラインとなり実施できなかったが、情報交換や名刺交換、展示ブースでの参加団体の取組紹介なども行っている。また、フードバンク団体との連携や、「とちまる見守りネット」（栃木県孤立死防止見守り事業）を立ち上げ、宅配業者・生活関連業者に参画いただき、地域の見守りを実施している。（栃木県）
- 愛知県豊明市の取組を参考に、「プラチナ・サポート・ショップ事業」を実施。参加企業は従前から行っていたパパ・ママ応援ショップの登録企業や県と包括連携協定を結んでいる企業を中心に声かけし、企業スーパーの配送サービスや多目的トイレの有無など安心して外出できるきっかけとなる情報をまとめている。また、民間企業と市町村がつながるきっかけを作るため、厚労省のインセンティブ交付金も活用した情報交換会も行っている。（埼玉県）
- 福祉系団体については、各施設連盟や職能団体との情報共有、人材育成の協力などを実施。市町と企業との間では見守り支援などの連携を行っているが、県レベルでの取組については、今後の検討課題。（広島県）
- 大手スーパー・コンビニ等との包括的連携協定は締結しているが、地域共生の分野で具体的な取組には至っていない。（福岡県）
- 住民生活に身近な事業者の協力を得て見守り活動を実施している。今後、行政主体ではなく地域住民が主体となり行政・民間団体がその後方支援を行う形が理想的ではないか。（宮崎県）

⑥都道府県が行っている各種後方支援について教えてください。

(岩手県)

- 研修会の実施（国のキャラバンを活用した研修会や、ダブルケア研修会を開催）
- フォーラム・トップセミナーの開催（市町村等関係機関・県民向けのセミナー）
- 人材養成（CSW養成研修・スキルアップ研修。CSWを養成した上で、地域へのアプローチが欠かせないため、「地域づくり」をテーマにスキルアップ研修を実施。CSW養成研修の講師は日本地域福祉研究所等、スキルアップ研修の講師は岩手県立大学へ依頼）
- アドバイザー派遣（岩手県立大の先生に依頼。埼玉県を取組を参考に、自治体からの依頼に基づき派遣する形。今年度は3箇所・計7回派遣。重層実施自治体からの依頼が多い。）
- 実態調査（重層事業の実施に係る意向調査で実施予定がない市町村を対象としたその理由の確認のための調査を実施。）

(栃木県)

- 研修会の実施（とちまる地域共生社会スタディグループを設置し、2回開催（そのうち1回は国のキャラバン、2回目は坂井市の実践発表や事業説明など））
- 地域共生社会推進フォーラム・地域共生社会シンポジウムの開催
- 相談支援包括化推進委員（相談支援コーディネーター）養成研修の開催

(埼玉県)

- 研修会の実施（国のキャラバンのほか県独自の研修会も開催。文京学院大学教授（アドバイザー派遣事業でも講師を依頼）や埼玉県立大学の先生からの説明や事例紹介・GWなどを行っている）
- 民間団体向け地域包括ケアシステムセミナー
- アドバイザー派遣（総合相談支援体制に詳しい専門家（学識経験者、体制構築の経験がある元市町村職員など）を県が派遣）
- 社会資源のリスト化（（先述の）プラチナ・サポート・ショップを掲載）
- 実態調査（総合相談支援体制の状況、重層事業の実施意向、アドバイザーの派遣意向等について確認）

(広島県)

- 研修会の実施（①地域共生社会の理念説明や、②コミュニティワークの基礎を学ぶもの、③住民と専門職との連携・協働のあり方、④多機関協働の意義など、テーマごとに講師に来てもらい、事例発表やディスカッションなどを実施）
- 意見交換の場の設置（市町村職員、社会福祉協議会職員を対象とした「広島県地域共生社会推進連絡会議」）

- アドバイザー派遣（市町からの求めに応じて県社会福祉協議会の専門相談員を派遣。県も同行し市町・市町社会福祉協議会の4者で会議や情報共有を実施）
- 住民主体で地域課題の解決を図るモデル事業の実施（地域福祉支援計画に基づき、県内市町の手あげにより実施。県単独事業で1地域50万円を上限として活動助成、事業期間3年間。現在5地域で実施。モデル事業期間終了後も自走できるような仕組みを模索。）

（福岡県）

- 研修会の実施（2日間開催。市町村担当課だけでなく社協も参加できる形とした）
- 重層事業の手引きについて本年度中に整理したい。
- 民間団体向け説明会・社会資源のリスト化などについて来年度以降検討したい。

（宮崎県）

- 研修会の実施（国のキャラバンや県独自でも開催。市町村職員・市町村社協職員が参加。）
- 社会資源のリスト化（県独自で養成した地域福祉コーディネーター（761名）のリストを市町村・社協と共有）
- 実態調査（市町村、市町村社協、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター、指定一般（特定）相談支援事業者、地域子育て支援拠点、自立相談支援機関を対象）
- 市町村や市町村社協への働きかけ（重層への協力を依頼するため、県・県社協が連携して県の目指す方向性や取組への理解を促し、後方支援を実施）

2. インタビュー調査結果

(1) 都道府県庁内の各部署との連携体制についてどう構築していますか？

岩手県	<p>庁内連携のために、本年度から連絡会議を庁内の関係各課で開催をする予定だったが、新型コロナウイルスの影響で中止をした。</p> <p>関係各課とも知っている人同士なので、日頃から連携ができています。県が主催する研修会や、市町村との連絡調整会議や、協議会でも関係各課が全部出席をして、情報共有は行っている。</p> <p>連絡会議の内容について 事務的な調整として例えば重層の交付金の予算取りなど、従来制度の枠組みで各課が予算要求したものを、合わせて交付決定をするので、予算の組み方をどうするか、打ち合わせを行おうと考えていた。(コロナの影響で) 会議がなくなったため、各課を回りながら、個別でやっている。</p> <p>各分野のご担当者の共生や重層への理解 県の精神保健福祉センターが熱心に取り組んでいる。特に幹部が重層事業を推進するよう呼びかけていることもあり、庁内が重層に注目している状況。</p> <p>課(分野)を跨る相談・連携について 市町村で、DV支援にしろ、虐待対応にしろ、普段から県の専門機関と出先機関との連携は取れていた。特に児童相談所については、月に1回定期的に市町村の方に児相の担当者が訪問し、個別の対応研修を定期的実施するなど、普段から連携はできている。DV支援も出先機関との間でシェルターの調整をしてもらうなど、普段から連携を取っている。そういった形で敷居が高いというようなことはないと思っている。</p> <p>児相が物理的にすごく距離があることもあって、実際にDVプラス虐待で母親と子どもを保護しなきゃいけないケースでは児童相談所が中心になって連携しながら手配をしている。児相が場合によってはDVのところに情報を入れるなど、市町村の方で対応しながら、同時に保護できるように連携をしている。</p>
栃木県	<p>保健福祉部内で、地域福祉は保健福祉課が担当。困窮も保健福祉課。その他に高齢、障害とこども分野は、それぞれ所管課が分かれており、合計すると保健福祉課含め4課。これらで地域共生社会ワーキンググループを設置。</p> <p>各分野の重層的支援体制整備事業関連事業に関する共有や、市町の支援に向けた意見交換を実施している。</p> <p>違う部署との連携方策 福祉の各分野の連携が、市町の方も整っていない状況で、そこに集中して取り組んでいるところ。また、最近ヤングケアラーが社会問題化されていることから、今までは福祉系の職員だけを対象に相談支援コーディネーター養成研修を開催していたが、今年度は、それ以外にスクールソーシャルワーカーや、教育関係者も受講対象者としている。</p>

	<p>ワーキンググループの取組について 重層事業をどう考えていくか。例えば、交付金の算定など。どう進めていくか、そういった議論が中心だった。具体的に市町に対してどう支援をしていくか、その議論には至らなかった。ただ、以前、市町に向けてどのような支援をするか検討し、地域座談会を県がモデル的に実施したことがある。住民の方々や福祉の関係者、市町の行政が集まった座談会で、自分たちの地域を良くしていくにはどうしたらいいのか話し合いの場を設ける事業を考えたり、そのような取組を行ってきた。</p> <p>モデル的に行った地域座談会について 県内を障害福祉圏域として5ブロックに分け、県の出先機関で、ブロックあたり3回ほど実施。どのような地域にできたらいいか、つながりや支えあい、居場所づくりが話題によくあがっていた。基本的には保健福祉課が中心となって会議を進行し、取りまとめ、それを事例集にして共有した。高齢対策課や、障害福祉課、関係課、県社会福祉協議会の方もオブザーバーとして参加し、話を聞いていただくことによって、どのような取組があったらいいのか、県の考えにも繋げていくことを目的に参加していただいている。市町の方から、その座談会を開催したことによって、非常に楽しかった、有意義なものであったとの意見を頂戴しているので、何らかの機会にまた開催したい。市町や関係者がみんなで地域共生社会を考えていく上で、非常に有効な手段であると思っている。</p>
埼玉 県	<p>昨年度まで福祉政策課（福祉部主管課）が当該業務を行っていて、今年度から地域包括ケア課が担当。重層的支援体制整備について厚労省から届く情報は、庁内の福祉の関係課、保健医療部であれば健康長寿課等にメール等で情報共有している。</p> <p>市町村の総合相談支援の部会 2月1日に研修会を福祉政策課と共催。オブザーバーとして関係課が参加。オブザーバーとして参加する庁内の分野：障害、子ども、生活困窮、地域福祉支援計画等の計画策定している部署と県社協も参加している。</p> <p>総合相談体制支援の部会について庁内関係各課への声かけ 庁内関係課を個別に回って直接説明したので、特に部会への参加を断られたということはない。参加してもらいたい課には参加してもらっている。オブザーバーとして、庁内の関係課と県社協（生活支援体制整備事業を所管している地域連携課）にも参加してもらっている。</p> <p>庁内関係課の部会への参画については、以前から重層関係の資料や交付金の資料等を共有していたので、特段拒否される事はなかった。むしろ、関係課にも主体的に参画していかなければならないという考えがあったため、抵抗なく協力してくれた。中にはオブザーバーではなく、事務局として積極的に発言したいという職員もいた。</p> <p>教育の分野との深い連携は今後。ヤングケアラーでは教育と連携 教育の分野や県が直営で運営している相談機関との連携を強化していく必要があると考えている。しかし、組織が大きいと、まだ密接に連携が出来ていな</p>

	<p>いのが現状である。ヤングケアラーへの支援については、当課と教育局が密に連携をして取り組んでいる。</p> <p>市町村の総合相談支援の部会での検討テーマについて 主に市町村の支援の方向性を検討したり、実際にアドバイスした内容等について報告を行っている。そこから派生して、県全体としてある程度、総合相談体制が出来上がってきている中で、手引き等を作って市町村へのアドバイスができないかという話が出ている。</p>
<p>広島県</p>	<p>地域共生社会推進プロジェクトチーム会議を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉支援計画の推進施策の取組状況についての点検を実施 ・ 各課から分野横断的な対応について、必要な政策課題等を情報提供・共有 今年度各課から提供された議題：女性の貧困、就職氷河期世代活躍支援、引きこもり支援、自殺対策、家族等介護者について ・ 地域福祉課主催で同志社大学の教授による勉強会「防災と福祉の連携について」を開催。避難行動要支援者個別支援計画の推進が前提にあり、本テーマを採用 ・ 健康福祉局PT構成課と県社会福祉協議会とで、「権利擁護・相談支援」について意見交換の実施。 <p>地域共生社会推進プロジェクトチーム組成の背景 平成30年豪雨災害対応として、県庁内の調整組織が設けられた事が起点。令和3年度から県の総合計画に地域共生社会の実現が明記されたことで、関係分野の所管課の構成が見直され、私らしい生き方応援課（女性活躍支援、女性問題）と、こども家庭課が加わった。</p> <p>地域共生社会推進プロジェクトチームの開催頻度、テーマについて 基本的にはそれぞれの関係課で、地域福祉支援計画に記載されている事業の進捗状況の共有、管理を行う。地域共生社会推進に係る事業については各課の関係する事業や課題等を共有している。</p> <p>全庁的に集まり、その年の取組と次年度の取組予定を共有 併せて、分野横断的な問題について、各関係課が抱えている課題を共有。そこで各課で抱えているヤングケアラーや女性の貧困の問題等についてチーム内で共有した。</p> <p>重層的支援体制整備事業について 健康福祉局の関係課に事業説明を実施した。このような局内規模の会議も引き続き実施していきたい。</p>
<p>福岡県</p>	<p>今年度、庁内会議を立ち上げ、会議の実施はこれから 年度初めに厚労省から届いた各分野との連携通知をベースに、通知に出てる分野のうち、相談支援に関係するような分野で県の出先や委託などで直接相談支援を行っている分野を選定して、その課を構成課とした庁内会議をちょうど立ち上げたところ。まだ開催には至っていないが各課に重層事業の概要を説明した上で、今後その各課がどのような形でその市町村の体制に関わっていくのかをまず掴んでもらおうと思っている。</p>

	<p>庁内会議の立ち上げ背景 厚労省の後方支援の補助金を活用して何を行うか検討したことがスタート。例示として庁内会議や庁内連携体制があげられていたので、会議を作ろうという話になった。</p> <p>各分野、庁内関係者の会議参加について 国の連携通知を活用。「こういう事業が新しく出来て、今後情報共有も含めていろいろと一緒にやっていくことができると思います」と話を持って行くと「うちにも来てます」「わかりました」という感じで引き受けてくれる。連携通知がなかったら、話を持ち掛ける根拠がなかったので、声かけが難しかったんじゃないかと思う。重層については、各課に話を持って行った時に、概要は説明したが各課の分野が具体的にどう絡むのかはまだ話ができない。</p> <p>教育分野の参加について 教育も大事なものでいずれは入ってほしいと思っているが今までの経験も踏まえて、教育分野との連携は根気強くやっていかなければならないので、教育分野にも明確なメリットが示せる状況にならないと今話をしても難しいのではという判断で、今回の声かけは見送った。今後どこかのタイミングで入ってもらう必要性はあると思う。</p>
宮崎県	<p>重層的支援体制整備事業の柱となる高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮の担当部署の実務担当者を中心に庁内連携会議を開催し、ざっくばらんな意見を出しやすい場の設定を行うとともに、事業内容の共通理解や県内の取組状況等について情報共有を行っている。</p> <p>重層的支援体制整備事業の所管となった経緯 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を担っているため。 （地域福祉支援計画の所管課でもある）</p> <p>庁内連絡会議へ庁外の方が加わる可能性 可能性はあるが、現時点で参加を想定している団体や専門家は少ない。</p> <p>庁内連絡会議へ参加する方の分野について 令和4年度から3自治体が重層的支援体制整備事業に取り組む予定であり、当事業において一体的に行わなければならない事業（包括的相談支援事業・地域づくり事業・多機関協働事業）の担当部署にも予算関連やそれに係る事務手続で変更が生じるため、関連分野を選定した。</p> <p>関係部署への情報共有について 基本的には高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮の担当者と重層的支援体制事業との連携が求められている地域力創造施策（総務省）等の担当者にメールにて、国の通知の各種研修案内の参考送付を行っているほか、各事業の相互理解のため、必要に応じて個別に重層的支援体制事業の説明や研修会へ参加している。</p>

(2) 地域住民のニーズ把握や具体的な支援に当たり、市区町村のバックアップのみではなく、都道府県が主体的に関与できるような方策として、何か考えられることはありますか？

<p>岩手県</p>	<p>町村部の生活困窮の支援は県が実施主体。重層事業を実施している矢巾町は、県の出先機関の担当が支援会議のメンバーとして出席、連携対応。</p> <p>県の出先機関の各広域振興局に、配偶者暴力相談支援センターを設置しており、DV支援の調整を行っている。 児相や精神保健研究センターが市町村のスーパーバイズを行っている。 各専門機関は、それぞれの通常業務の中で市町村との連携や支援を実施。</p> <p>矢巾町の例 ひきこもり支援に今年度重点を置いて事業を実施。県の精神保健福祉センターが支援会議に出席。県は、福祉事務所の矢巾町を担当している社会福祉士や、他の専門職が具体的なケースを議論する会議について困窮側の立場ということで参加。</p> <p>今年度、県が行った実態調査 対象：現時点で重層事業を実施する予定はないと回答した市町村 実施しない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員体制や専門的知識が不足 ・地域資源が不足している ・現状で対応が出来ている <p>人員体制や専門的知識の不足については、後方支援事業で支援。地域資源の不足については、他市町村の支援機関と連携して対応した事例の共有によって、広域連携による支援体制の整備を支援していく。</p> <p>都道府県自ら包括的な支援体制の担い手として主体的にかかわるということについては、現時点で市町村からの具体的なニーズが寄せられていないので、想定しているものは無い。</p>
<p>栃木県</p>	<p>オンライン相談について、庁内DX推進の一環で検討 LINE等のSNSを活用した相談窓口や、居場所づくり事例を見受ける。そういったツールを活用して、単にオンラインで気軽に集まれる居場所づくりを市町単位でやってしまうと、なかなか参加者が集まらず、限定されてしまうことが想定されるので、県全体でできればとか考えている。 何らかの困りごとや、生きづらさについて気軽に相談に参加でき、相談だけでなく、支援機関につなげていければと思う。</p>
<p>埼玉県</p>	<p>県としての強みは、各所との繋がりを活かした支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な研修会とか情報交換会 ・県全体での繋がりづくり ・アドバイザー派遣：市の各課が入り実際の事例による事例検討会も行う 市が行っているケース会議にもアドバイザー派遣をしており、今年度は県内2市に派遣。

<p>広島県</p>	<p>尾道市が開催している包括化推進会議に県社協と出席、意見交換 出席者：学識経験者 尾道市行政 尾道市社会福祉協議会の職員 社会福祉法人 尾道市外の事業所、関係団体 アドバイザーと一緒に定期的に関わるように心がけている。</p> <p>尾道市の取組概要、市が主催している背景 尾道市が多機関協働事業の中で、包括化推進会議という形で実務者会議や、個別ケース検討会議，専門部会などの会議を開催している。 県はそれぞれの会議に出席して、尾道市の職員など、関係者と意見交換を行っている。</p>
<p>福岡県</p>	<p>現時点でその機能や体制はまだない 個別分野で見ると、例えば今、再犯防止という取組で、福祉だけでなく複数分野の課題を抱えているようなものについて包括的な支援を行っている。そこから超えた範囲ではまだ、そういった体制はない。 （前述の）庁内会議の中で、各分野の相談支援の現場の実態を把握した上で、今後、体制をどうしていくのかの検討を今からしたいと考えているところ。</p> <p>県の支援機関同士が横のつながりをどう取っているか 具体的には聞いてはいないが、今回立ち上げた重層関係の庁内会議の出席者として、庁内の担当者だけでなく各分野の現場の支援者（定着や児相、各事業の受託事業者）にも入ってもらえるような形で会議を作った。 今後は、この会議の中で現場の支援者の方たちとの情報交換や関係作り等をやっていこうと思っている。</p>
<p>宮崎県</p>	<p>単独の市町村のみでは解決が難しい地域生活課題については、県の（総合）相談窓口で相談を受け止め、必要に応じて適切な支援機関に繋いだり、専門の相談窓口の紹介を行う。 また、地域生活課題の解決に資することのできる人材の育成が必要であると考え。</p>

(3) 市区町村や都道府県が実施主体となる各種相談事業を通じて、公的な窓口で受けきれない問題に、都道府県として、どのような対応を行うことが考えられるでしょうか。

岩手県	<p>公的な窓口から、民間の支援機関に繋げるケースはあまり想定してこなかった民間のDVシェルターの活用など、民間支援機関と連携した対応を行っている例もある。ただ、これまでは公的な窓口から、民間の支援機関に繋げるケースはあまり想定してこなかった。都市部と異なり、岩手県のような地方だと民間の支援機関もそれほど多くない状況にもある。</p> <p>制度の狭間に対応する仕組みはないが、市町村が個別ケースの対応の中で、例えば民間にお願いするケースは当然あったと思うが、そういった仕組みを県に作ってほしいという、具体的な話は今のところ市町村からはない。</p> <p>市町村からの個別ケースの相談について 県も通常の組織体制の中で専門職もいるので、個別に相談に乗ることは現状でもできる。特別に組織を作ってしまうとなると難しい。</p>
栃木県	<p>保健福祉課としては、出先機関、相談窓口機関はない。 ほかの障害福祉課では、問題に対応できる支援機関に繋ぐ。一度そこでお話は聞き、対応が出来ない場合は、対応出来る機関に繋ぐ対応をしている。</p> <p>より幅広い知識を持った人、様々な社会資源にも精通する人材養成 相談機関、専門職が、特定の知識はあるが、今、多様化複雑化している幅広い相談を受け止めなければいけない中で、相談を聞いたときに、ある程度の知識がないと相談を受け止めても、それにどう対応していいかが分からなくなってしまいうこともあるのでは。より幅広い知識を持った人、いろんな社会資源にも精通する人材養成が、今後、都道府県の対応として必要だと考える。</p>
埼玉県	<p>地域包括ケア課は市町村支援がメイン。 ただし、県、市町村だけで解決できない問題もあるため、例えばNPOや民間事業者などとも連携して対応していくのが必要と考える。</p> <p>例えば、地域包括支援センターで複雑な相談を受けた場合に、そのままにしておくわけにはいかないと思うので、必ずどこか関係機関とかにつないで対応しているのが現実だと思う。 例えば、児童相談所で引きこもりや精神保健などの相談を受ければ、精神保健福祉センターに繋ぐなど、必要に応じて県の専門機関へ繋ぐといったことは、通常業務としてやっている。</p> <p>県は各所をハブとなる体制づくりを進めていくのが一つの役割 専門的な話で県の専門機関があれば、そこに繋げたり、現場のほうで調整しながら、対応しているのだと思う。それが現在の総合相談部分に繋がってくると考える。 県が直接相談を受けるよりも、地域に近いところで相談を受ける方が、適切な判断・支援ができると思う。そこで受けてもらう体制をどのように作っていくかというのが県としての役割だと考えている。</p>

	<p>分野、機関を越えた連携について 必要に応じて専門機関へ繋ぐことは、通常業務としてやっているの、重層が始まったことによって、改めて何か特別な動きはないが、今後も連携を密にして取り組んでいく必要があると考えている。 県としては、重層的支援体制整備事業の趣旨を知ってもらい、関係機関が横串を刺してより繋がっていく必要性について認識を深めてもらうため、周知していくことが必要。</p> <p>地元であるが故に相談しづらい課題について ケアラーの介護者の方のサロンにお伺いした時に、地元から近いところに行くとすぐ噂が広がるかもしれないということで、隣町まで行って介護者サロンに来ている人にもお会いしたことがある。地元ではなかなか相談しづらいというものはある。 専門的な分野や広域で対応しなければいけないものは、既に県の方でも、センターや相談所を作って対応している。それ以外のもので、例えば、一般的な相談だが、自分の地元の市町村には相談しづらいというものが全部県に来てしまうと対応は難しい。地域の実情を分かった上で、かつその方の情報を持った上で、相談に応じていかないと対応は厳しい。 県の機関としても、児童相談所や婦人相談センターなどの既存の相談機関とこれからどのように連携していくかは、市町村と連携して総合相談に取り組んでいく上で、検討していく必要があると考える。</p> <p>圧倒的に不足している分野、社会資源について よく聞かれるのが、例えば64歳以下で障害がなく、引きこもりで、どのような制度の対象にもならないようなケースは、制度の狭間にあり繋ぐ先も不明確であり、そのような部分を包括的な支援体制（総合相談窓口）で拾うべきところである。そういったケースがどのくらいあるか把握は困難であるが、重層を進める上で、そういうグレーゾーンをみんなで拾いあえる体制ができればよい。</p> <p>市町村に聞く重層に取り組むメリット：自分の所管外に関わりを持てるように重層に取り組むことによって、明確に自分の課の所管ではないが、少し歩み寄れば所管に入ってくるというようなグレーゾーンの部分について、もう少し積極的に関わっていくようにしたいという話を聞くことがある。このような取組を進めていくことで、庁内の連携が進んでいくものと考え。</p> <p>（県内市町村の例） 交付金の手続きは煩雑だが、庁内のみんなが同じ方向を向いて重層に取り組んでいくことで、それぞれグレーゾーンを拾い合うようになり、相談に来た方たちをすぐにしかるべきところに繋がられるようになった。相談者に適切な支援につなげられることは担当者のやりがいにもつながっている。 福祉に携わる職員として、相談者をどうにか助けてあげたいというその気持ち一心で相談体制の整備に取り組んでいると話していた。</p>
広島県	県内外の当事者や家族の会、実績のあるNPO法人などの相談窓口につなげるよう、国からの情報収集や各団体との連携が考えられる。

福岡県	<p>各県の後方支援の補助金を使い、実態調査を実施</p> <p>県のいろんな相談支援の現場も含めたところで、現場支援のありかた、現状について今調査をしている。</p> <p>速報的なところで、県の現場においても、市町村の現場においても、複合的な課題が増えてきているようだ。それにどのように対応しているかは、今後、調査を集計予定。</p> <p>来月3月末までにまとめていく。</p> <p>実態調査の調査の項目</p> <p>複合的な課題。困難課題、具体的にどんなケースが多いか？を10数個、事例を示し、実際の課題について、内容とどう対応をしているかを回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題についての現状の対応 ・今後どのような対応が必要 ・県に対する要望 ・重層事業の必要性についてどう思うか <p>実態調査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・4分野の相談支援機関 ・4分野以外の相談支援機関
宮崎県	<p>専門家によるアドバイスの活用や民間団体や地域住民との連携。</p> <p>相談支援包括化推進員を配置した相談窓口の一元化（支援については各種相談事業で実施）</p>

(4) 都道府県のみでは対応が困難な場合、市区町村や国にどのような協力をお願いしたいと思いますか。もし具体的に思い当たるケースがありましたら教えてください。

岩手県	(直接携わったことはないが) 岩手県の特殊事情として、要保護児童対応について、県内に児相が3箇所だけで、児相から現地まで片道2時間かかるケースがあり、初動対応等には市町村との連携が欠かせない状況になっている。
栃木県	思い当たるケースがない
埼玉県	<p>財源措置・専門職の配置を支援してほしい</p> <p>市町村も含めて、人材難や財源不足から専門職の配置が困難である。庁内には事務職が多く、専門的な問い合わせを受けても回答がしづらい。専門職が潤沢にいるわけでもないので人材確保が難しい。国の方で予算をつけていただけるとありがたい。</p>
広島県	<p>国には情報収集・発信に期待</p> <p>国内外の困難事例への対応について情報収集・発信を期待する。</p> <p>保健師同士の連携</p> <p>市町にも県にも保健師がいるため、保健師同士をどのように繋げていくか、現場の関性構築のための工夫等を検討していく必要性を認識している。コロナ禍や災害を契機に保健師同士の連携、顔の見える関係が構築されている。市町の取組として、分野を限らず地区全体を見る保健師が徐々に増えている。地域のキーパーソンと連携を密にし、課題の早期発見・対応を行っている。これからも市町の地区担当保健師と県の保健師とが連携することで県が運営するセンターや相談支援機関等とのつながりが深まることを期待している。</p>
福岡県	<p>一事例として、刑務所出所者等に対する福祉的支援だけでもいろいろな課題がある</p> <p>スキームの中では事務局が個別に市町村に当たって行って、支援に繋げていくような役割を担っているが、市町村へのつなぎに苦勞していると聞いている。</p>
宮崎県	<p>相談支援包括化推進員の人材育成</p> <p>例えば、相談支援包括化推進員の人材育成を行い、各市町村に配置することができれば、地域生活課題の解決に資することができると思うが、その育成方法や質の確保について不安があるため、国主催の研修の充実をお願いしたい。</p> <p>市町村による課題解決のプロセスとノウハウの情報共有</p> <p>また、市町村は地域住民に身近な自治体であり、様々なケースの相談対応や支援を行っていると思われるので、課題解決までのプロセスやそのノウハウ等について情報共有をお願いしたい。</p>

(5) 都道府県として、民間団体との連携についてどう考えていますか。福祉系団体など企業以外の団体との連携と、企業と連携について、それぞれ具体的にどのようなことが考えられますか。

<p>岩手県</p>	<p>福祉分野ごとにいろんな協議会をもっており、協議会には福祉関係団体が委員として参画。地域生活課題対応の検討を一緒にしている。</p> <p>子どもの居場所づくりで、民間と連携 例えば子ども食堂や子どもの居場所づくりの取組については県内に民間のネットワーク組織がある。今現在、44団体が加盟をしており、そのネットワーク組織に県から、事務局の委託料を出している。例えば、子ども食堂の食品衛生や、感染症予防関係の研修会の開催、支援をしたい企業とのマッチングを行っていただいている。福祉団体や企業、法人格に関わりなく、メインは子ども食堂を据えた集まり。 県からの委託費：事務局運営費として年3,795千円（内閣府交付金込み）</p> <p>子ども食堂を支援する背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県議会で話題になった。 ・ ネットワークについては、内閣府の交付金が財源としてある。使える財源があるので県としては関わりやすい。 ・ 最初は県が主導で動いた。 <p>ダブルケア支援について 当事者団体が県内にもあるので、団体と連携してガイドブックの作成をしたり、今年度研修会をオンデマンドで開催したり、講師の選定などで当事者団体の方にご協力をいただいている。 民間企業との連携では、県として何社か大きな企業との包括的連携協定を締結しているが、実際には、連携可能な分野が限られており、地域生活課題の把握や、その課題解決の対応についての具体的な連携は至っていない状況にある。福祉に関しては、県がして欲しいことと企業がしたいことがうまくマッチングしないケースが多い。</p> <p>県から連携を持ちかけた企業について 県の福祉関係での研修会を、地元スーパーとの連携の中でホールを使う時に使用料免除やサインポールに福祉関係の支援情報を流して欲しいなどお願いをしたことはあるが、先方の広告収入等との兼ね合いで実現に至らなかった。</p>
<p>栃木県</p>	<p>今年度、県の社会福祉協議会の中に入っている、「栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進協議会」という社会福祉法人の一部の会員との協議会が含まれている。 今年度は5月に、行政と社会福祉法人の理事長などを対象にした地域共生社会推進フォーラムを開催。行政と社会福祉法人の連携というのは重要。一緒に開催をしながら、理念の浸透を図ってきた。</p> <p>いちごハートねっと事業 社会福祉法人の地域における公益的な取組を更新していく取組。「地域で輝くふくしのチカラ大賞（グランプリ）」という社会福祉法人の支え合いの活動を</p>

	<p>促進する事業。受賞した法人や団体が取組を発表し、過去には、情報交換・名刺交換・展示ブースでの取組展示等を行っていたが、現在はオンラインで、受賞団体の取組を紹介、事例集を後日配布している。</p> <p>フードバンク団体との連携 フードドライブの実施を通じて、福祉系団体のみならず、フードバンク団体との連携を図っている。</p> <p>とちまる見守りネット 栃木県の孤立死防止見守り事業。地域の住民の孤立死を防ぐ目的から、企業のご協力を受けて見守り活動を行っている。一般の民間企業、宅配業者など、生活関連業者の方と協定を結び、地域の見守りに取り組んでいただいている。</p>
<p>埼玉 県</p>	<p>プラチナ・サポート・ショップ事業 先進地として、愛知県豊明市を参考に、昨年度（2020年度）から開始。高齢者の暮らしを支えるようなサービスをまとめた情報ウェブサイト。以前から行っていた、パパ・ママ応援ショップとしている登録店舗や県と包括連携協定を結んでいる企業などとのつながりを活用し、そこからアプローチし、対象ショップを広めている。スーパーの配送サービスや多目的トイレの有無など、安心して外へ出かけるきっかけとなる情報をまとめた。利用者である高齢者だけではなく、家族やケアマネージャー、生活支援コーディネーターにも見てもらい、民間企業と繋がるきっかけにもらえればと考えている。保険者機能強化推進交付金、地域医療介護総合確保基金を活用して実施している。企業にとっては、CSRも絡めて参加しやすい事業と考えている。</p> <p>民間企業と市町村との情報交換会 企業と市町村が繋がるきっかけづくり。県全体で、市町村と民間企業が繋がっていく機運を高めていくことが重要と考える。企業にも地域包括ケアシステムを知ってもらい、企業にとっても繋がることによって、新たな発想や情報を得られることによって、メリットになればと考えている。</p>
<p>広島 県</p>	<p>県社会福祉協議会と連携して、市町や市町社会福祉協議会に対して包括的な支援体制の構築についてのアドバイスを行っている。 福祉系団体については各施設連盟や職能団体との情報共有、人材育成の協力等を実施。</p> <p>市町では、地元企業と住民団体との連携に向けた取組も進められている。また、他都道府県においては、都道府県が包括的に企業と協定を結び、それを市町に活用いただく取組が行われていると聞いている。広島県においては、今後参考にさせていただきたいと思っている。</p>
<p>福岡 県</p>	<p>分野を超えた包括的なところは正直、まだイメージできてない 例えば、障害分野で計画を作るにあたって、例えば障害のある人、当事者に対しての実態調査などは、おそらく分野ごとにやっているとと思うので、今後はまずそういった情報の集約やデータの整理から手を付けていくことになるのでは。</p>

	<p>企業との包括連携協定は結んでいるが、地域共生の観点では実績がない 大手スーパーや大手コンビニと包括提携協定をしている。分野ごとにはいろいろ な連携を行っていると聞いているが、地域共生という観点では実績は特にな い。 今後も地域共生という観点で、企業との連携については、まだあまりイメージ できてない。</p>
宮 崎 県	<p>民間団体と積極的に連携を行うべき 地域生活課題の課題に資することが期待できる民間団体と積極的に連携を行う べきであると考えます。 本県においては、住民の生活に身近な事業者の協力を得て、見守り活動を実施 し、地域生活課題の把握の端緒とするとともに軽微な地域生活課題への対応を 担っていただいているところである。 ただし、行政主体ではなく、できれば地域住民が主体となり、行政・民間団体 がその後方支援を行う形が理想的であると考えます。</p>

(6) 都道府県が行っている各種後方支援について

岩 手 県	<p>○研修・説明会に関して ノウハウ支援 国の重層キャラバンの研修会とダブルケアの研修、トップセミナーも実施。ト ップセミナーはフォーラムと兼ねてやるような形。アドバイザー派遣も実施。 全国キャラバン参加者：県の関係者、市町村と、県社協市町村社協、今年重層 事業移行準備事業を実施している市町村から事業を受託している民間団体。合 計で123名出席。</p> <p>人材育成（養成研修とスキルアップ研修の二段構え） コミュニティソーシャルワーカーの養成 ・養成研修：本年度は27名修了 ・スキルアップ研修： 地域へのアプローチを行う上でコミュニティソーシャルワーカーの人たちに中 心的な役割を期待しており、今年度は地域づくりに特化した形で研修を実施。</p> <p>研修は以前からあったものに地域づくり実践研修を追加。 社協に地域づくりのコーディネーターのような方が、全国的に配置されていた と思う。今まで県社協に補助事業として実施していた。今年度、重層の人材養 成事業という形で、県の事業に整理し直し、県社協への委託という形で実施。 スキルアップも本年度から始めた。</p> <p>コミュニティソーシャルワーカーの養成を実施した背景 重層の実施市町村の拡大をしたいと考えており、県議会でも実施市町村の拡大 をしていくという答弁を行った。 その中で課題として考えているのは、市町村のノウハウ不足と、人材確保。ノ ウハウの不足については、さまざま研修会やアドバイザー派遣という形で対応 し、人材確保についても、コミュニティソーシャルワーカーの養成という形で</p>
-------------	--

	<p>県として対応。いずれ重層は、個別支援に加えて、地域づくりで地域のアプローチを同時にやっていくのが特徴だと思うので、専門スキルがあるコミュニティソーシャルワーカーが中心的な役割を担っていくと期待をしているため、養成に取り組んでいる。</p> <p>アドバイザーについて 岩手県立大学に社会福祉学部があり、同大学の客員教授に依頼。県庁のOBで、地域福祉課の課長経験者。定年退職後、大学で地方福祉行政を専門に教鞭に立っておられる。市町村の部長も経験もある方。</p> <p>人材育成やアドバイザーについて国に要望したいことは？ コミュニティソーシャルワーカー養成研修は、大橋謙策（日本地域福祉研究所）先生に依頼。スキルアップの地域づくりは、県立大学の社会福祉学部の先生で、（先述の）アドバイザーの齋藤先生ほか2人。研修は県内の先生で完結できている。</p> <p>市町村と民間団体の交流を促進するための取組 全国キャラバンの研修会の後、連絡調整会議を引き続き実施。来年度については、もう少し小分けにした形で地区ごとに実施するか検討したい。現在はまだ重層を実施している市町村が少ないので、実施している市町村が一つもない地区で実施してもイメージがわからないだろうと思い、今年度はまとめてやった。</p> <p>アドバイザー（派遣）業務の流れ、派遣回数 派遣依頼書をいただいて、こちらで派遣決定をし、アドバイザーに業務の出張の依頼をする。 先行して行っていた埼玉県のやり方を教えていただき、同じような形で実施。 派遣回数：これまで3か所、計6回。 いろいろな市町村から引き合いがあるというより、実際に重層に取り組んでいる自治体に定期的に指導するような形。</p> <p>○実態調査について 去年7月に県独自に事業実施の意向調査を行った。その時点で、重層実施する予定がないと答えた市村が8市町村あり、その市町村について、8月から調査を行った。</p> <p>重層を実施する予定が無いと答えた市町村について 大きくない市町村が多く、場合によっては全ての福祉分野を1つの課で所管、関係各課の連携も、隣同士で一つの課が担っているところが多い。小さい町村だと、例えば介護保険と国保を両方とも1人で担当していたりする。1人の中で連携が完結するようなどころもある。大きい組織の市町村と、小さい組織の市町村で、そういったところに対する認識に温度差があると思う。</p>
栃木県	<p>○アドバイザー派遣について まさに一番困っているところ。 アドバイザー派遣について他県でやっているのも知っていたので、予算要求を試みたが、財政担当から承認が得られない。</p>

モデル事業の頃からアドバイザー派遣事業の予算要求を試みていたが、市町も県と同率の3/4補助で使えるため、県で財政負担する必要性を問われた。

○市町村職員向け研修、説明会について

とちまる地域共生社会推進研修会（スタディグループ）を、今年度は2回開催。1回目は厚生労働省が行っている全国キャラバンを利用。2回目は、坂井市の実践事例発表など。あとは関係4分野から重層に関係する既存事業について説明した。

また、地域共生社会推進フォーラムと、シンポジウムを今年度は開催。

研修会参加者（スタディグループの参加者）

市町：4分野の方で分かれていれば、その4分野の所管課すべてが参加。

1回目の全国キャラバンには120名ほど参加。

2回目、11月30日に行った時には200名弱が参加。

緩やかな集まりでありながら、かなり大規模なものになっている。

スタディグループの立ち上げ背景、継続していくポイントは「緩さ」

基本的にゆるいイメージでやろうと考えている。

行政は人事異動が定期的にあるので、お互いに情報を共有するにも、顔の見える関係がよい。県を介して情報共有するにも、緩い繋がりが持てないかと思った。市町に対しても、一年目でもどんどん参加してくださいと伝えている。むしろわからない人ほど、ここに参加して勉強して行きましょう、一緒に考えていきましょうと。

「地域共生社会とはなんだろう」から始め、みんなで考えていく、正解はないという考え。そういった簡単な意見交換会だけでも、継続性を持たせていく意味でも、こういった会議体を設置しようと考えた。

スタディグループの継続性について：参加者が興味のあるテーマを議論する

研修会を開いた後に、事後アンケートを必ず実施。次に何をやってほしいか、例えば、グループワークをやるとしたら、どのようなことをやりたいですか？とか、包括的支援事業や参加支援事業について、グループワークで特に何を話し合ってみたいですか？を聞いている。アンケート結果では、多機関協働事業が実は一番多い。

そういったテーマを設けて、グループワークを行い、そこでまとまった意見をメモ書き程度のものをまとめ、それを事務局で吸い上げ、だんだん積み上げていくことによって、多様性のある多機関協働事業のあり方、事業の多様性が膨らんでいき、それが市町に共有されていく。

繰り返し行うことによって、理念の浸透も図れたり、後から参加した人がそれを見てこんな例があるんだとやり方を見てもらったり、そういった継続性が持てるのではと思っている。

来年度また集まる機会があれば、初めて参加する方には、例えば午前地域共生とは何かについて初歩的な理解をもらった上で、午後からはベテランの方も加わっていただいて自由に意見交換しながら、みんなで話し合ったことをまとめるなどの取組を積み重ねていくことで、5年10年かかるかもしれないが継続したい。取組自体がここでゴールというのは必要ないと思っている、その

	<p>5年10年ずっと積み重ねていくものが、栃木県版のマニュアル、オリジナルの事例集のようなものになり、県版の地域共生、多様性として考えられる。</p> <p>○民間団体向けの研修、説明会について 地域共生社会推進研修会（スタディグループ）は、市町の他、民間に向けても開催している。</p>
埼玉 県	<p>○市町村職員向けの説明会や研修について 今年は3回実施。</p> <p>1回目は5月。市町村職員対象で60名ほど参加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の交付金説明会として国から説明 ・県内でも総合相談について進めていること ・取組事例（5分間×5市町村）：今年から重層を実施している川越市、鳩山町など ・意見交換、質疑応答 <p>2回目は11月。市町村職員や市町村社協職員を対象で150名ほど参加 市町村の総合相談支援体制に関するセミナー。 当日録画して、後日YouTube配信して、幅広く見れるようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長の中島先生から総合相談や理念の全体的な説明 ・事例①：岩手県の遠野市、東京の豊島区に総合相談の取組について事例発表 ・事例②：県内のふじみ野市、狭山市 <p>3回目は2月。市町村、社協職員、地域包括支援センター、基幹相談センター、子育て関係など幅広く声をかけた。 実践能力養成研修で、福祉政策課と共催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県立大学の先生から総合相談に必要な視点と支援手法について講演 ・事例を用いて相談対応に関するグループワーク <p>・民間団体向けの説明会、研修について 2月に企業向けに地域包括ケアシステムオンラインセミナーを開催予定。 まずは知っていただくことが大事であり、徐々にこのような普及啓発の取組を継続的にやっていきたい。</p> <p>・社会資源リストについて プラチナ・サポート・ショップとして登録している事業者のサービスを掲載。 高齢者本人や家族、ケアマネージャー等に地域のプラチナ・サポート・ショップを検索してもらい、生活に役立つサービスを利用してもらうもの。</p> <p>・実態調査について 年度当初に総合相談支援体制の状況について、市町村を対象にアンケート調査を実施。ワンストップ窓口や複合的な課題を調整するチームの設置状況、構成員などを確認するアンケート調査を年度当初に実施。 その際に重層的支援体制整備事業の実施予定についても確認している。 また、その年度のアドバイザーの派遣希望も聞いている。アドバイザー派遣の希望については年度途中にも個別に相談があれば、対応している。</p>

広島県

■市町職員向けの研修会説明会について

コーディネート機能の強化を目的とした研修

13市町65名が参加。

市町職員、市町社会福祉協議会の職員、関係機関職員がチームで参加。

○1回目：地域共生社会の推進

地域共生社会の実現に向けて体制と社協の役割などを理解することを目的として開催。

- ・厚生労働省による講演
- ・パネルディスカッション、事例紹介：尾道市、廿日市市、東広島市の職員
- ・地域福祉の推進と包括的な支援体制について説明：関西学院大学の藤井教授

○2回目：コミュニティワークの基礎

住民主体の理念と意義とコミュニティワークのプロセスを理解することを狙いとして開催。（オンライン）

- ・地域福祉の実践、コミュニティワークの基本的理解：関西学院大学 藤井教授
- ・取組報告：東広島市活動状況

○3回目：住民と専門職の連携、協働のあり方について

発達障害の当事者のメッセージと先行事例を聞いて地域で暮らすことを支えるネットワークづくりを学ぶとともに住民と専門職の連携、協働のあり方について考えることが目的。（オンライン）

- ・講演：発達障害の当事者
- ・講演：広島県発達障害者支援センターの職員

○4回目：包括的な支援体制における多機関協働の意義を学び、総合相談、地域づくり、庁内連携の形成に必要なことを学ぶ

- ・実践報告：高島市と高島市社会福祉協議会の職員
地域づくりを基盤とした生活困窮自立支援から地域共生社会の取組
- ・ディスカッション：尾道市社協と高島市、高島市社会福祉協議会の職員
- ・講演：関西学院大学 藤井教授

■民間団体向けの研修会説明会について

上記研修に市町行政、社協、民間関係団体がチームで参加している。

■市町村や民間団体との連携や交流を促進するための取組

広島県地域共生社会推進連絡会議を11月に開催。

対象は、市町行政の職員と社会福祉協議会の職員。17市町、34人が参加。

包括的な支援体制の構築に向けて取組をされている状況や、課題に感じていることについて意見交換。

- ・県社会福祉協議会から報告：研修の成果と課題について
- ・厚労省の講演：
 - ①重層的支援体制整備事業の実施について
 - ②包括的支援体制整備に向けて取り組むこと
- ・意見交換：行政4チーム、社協4チームに分かれて実施

■包括的な支援体制の整備を進めるにあたり、専門職による助言について
県社会福祉協議会在籍の2名の専門相談員が各市町に出向き、それぞれの地域特性や資源に応じて、その市町にあった包括的な支援体制構築に向けての体制づくりや、地域づくりについての助言を行っている。

例えば、呉市の行政と社会福祉協議会の職員の合同勉強会において、県社会福祉協議会の職員が講演を行うことで、重層的支援体制整備事業や包括的支援体制の構築に向けての方向性について行政と社会福祉協議会の目線合わせとなっている。また「地域づくりが、それぞれの根底にある」というところの意識付けも行っている。

県社会福祉協議会の専門相談員について派遣について

市町からそれぞれ個別にニーズがあったら訪問。広島県では県、県社会福祉協議会、市町、市町社会福祉協議会の四者協議をすることとしている。四者協議の場を設けて情報交換・共有、助言等を行っている。

■その他：住民主体による地域課題の解決を図る活動をモデル実施

令和2年の4月に策定した地域福祉支援計画においても住民、専門職、関係機関が切れ目なくつながり、地域で抱える生活課題の早期発見から解決までを着実に導く重層的なセーフティネットの構築を進めていくために、令和2年度から自治会などの小地域において住民主体の課題解決活動を県内5地区で実施。

①東広島市の黒瀬町乃美尾地区「みんなの日曜学校みんクロ」

令和2年度からモデル事業を実施。地域のケアマネジャーと寺の住職がキーパーソン。

地域内のお寺で属性を問わずに誰もが参加できる共生型の交流拠点「みんなの日曜学校みんクロ」を主催。

属性や世代に関わらず誰がきても何をしてもいい場所として、中には保健師などの専門職や民生委員等も参加して、住民がちょっとした相談もできる場にもなっている。障害のある方や、認知症の高齢者を介護している方等、様々な背景を抱えた方が来ている。

コロナ禍だからこそ、こういう場が必要だということで、コロナ禍でも感染症対策を十分に行った上で、毎月1回開催している。コロナ禍で、子育て支援センターが制限された時に、保健師さんからの紹介で行き場がなくなったお母さんとお子さんの受け皿にもなった。

「みんクロ」の活動がきっかけで、地域内の高校、医療機関で市の社会福祉協議会が連携して障害福祉に関する共同勉強会が実施されたり、他のお寺でも同じような居場所づくりしてみようかなという声が挙がってきたりとの広がりが見られる。

②東広島市の高屋高美が丘団地「6丁目ニコニコお助け隊」

令和2年度からモデル事業として実施。民生委員がキーパーソン。

民生委員と有志等によって、住民の困りごとを解決する「6丁目ニコニコお助け隊」を立ち上げ、個別課題への支援を実施。24名の方が活動されている。お助け隊の立ち上げにあたって、介護予防の通いの場の参加者を対象に地域課題アンケートを実施して生活課題を把握し、話し合いの場を設けて関係者で共有を行った。

活動開始後は、定例会を開催し、活動の状況や地域内の高齢者等の状況について情報交換を実施。

住民を対象とした「買い物状況アンケート」を実施し、アンケート結果によるニーズ等について、近隣の社会福祉法人と企業（スーパー）とで共有。

月に1回、誰でも参加が出来る自由の集まりの場を新たに設置。今まで外に出るのが億劫だった高齢者も参加し始めていると聞いている。この集まりの場を月に1回開催して、その後にスーパーへの買い物支援についても定例会の中で検討されていた。

実際に困りごとの解決にあたっては、買い物の送迎が一番多く、他、庭木の剪定等、さまざまな内容になっている。

③三原市の田野浦校区

令和2年度からモデル事業として実施。

小学校区全体の協議組織「ワンチーム田野浦校区」を立ち上げて、地域内での気になることや身近な課題が集約・共有されるプラットフォーム群の運営体制を構築。

課題集約の流れとしては、サロン会議、エリア会議、全体会議となっている。

サロン会議は校区内にある11ヶ所のサロンが協議体になっている。

そのサロン会議で出た課題を校区内を4圏域に分けたエリア会議で共有して、それを校区内のワンチーム田野浦校区で全体会議として、これを地域課題化している。

全体会議で出た今後検討すべき6つの課題として、防災、世代間ギャップ、町内運営、福祉啓発、気になる世帯、集いの場として整理をした。

④安芸高田市の吉田町郷野地区と、府中市の栗生地区でも令和3年度からモデル事業を実施しているが、コロナ禍で十分に進んでいない状態となっている。

モデル事業の予算、事業スキームについて

1地域50万を上限に活動助成。令和2年度から予算を立てている。事業期間は3年間。

県社会福祉協議会から市町社会福祉協議会へという流れで、補助を行っている。モデル事業自体は、広島県から県社会福祉協議会に委託をし、助言も県社会福祉協議会が行う。

令和2年度に開始し、令和4年度が最終年度なので、得られた成果や課題を検証して、「住民間」・「住民と専門職」・「専門職・支援機関間」のつながりの実態と当事者の思い、ニーズについて、広く把握・分析するための県内調査を実施することを予定している。これを基に関係会議を今後組織して全県展開に向けた議論を行い、新たな方策等を整理する。

取組全体の背景

災害を経験して、分野を問わない寄り添う支援の重要性を再認識し、福祉を見直すこととなった。

昔はできたことができなくなっている地域の支え合いという部分を、改めて見直していこうじゃないかということからスタートしている。相談支援を充実させることも重要であるが、予防的なセーフティネットとして「地域づくり」の中で福祉課題への対応力を養っていくというスタンスである。

福岡県

・市町村向けの説明会や研修について

市町村向けの重層事業の説明会は、1月24、25日にオンラインで開催。

県内の取組状況を含め、制度の説明を中心に行った。

対象：市町村の重層の担当課だけでなく、予算も絡むので4分野の担当課、社協も参加できる形にした。

・地域の支援機関係機関向けの研修会について

今年度実施したかったが、余裕がなく来年度から実施予定。

県内をブロックに分けて、その地域内の市町村や県の支援機関、民間団体に集まってもらって、相談支援のスキルアップに繋がるような研修、ネットワークづくりをしたい。

これから地域ごとの説明会に、市町村から繋がりのある民間団体に声かけ、参加してもらえたらと考えている。社協以外の民間団体との繋がりには県としてはまだ持っていない。

・社会資源リストについて

庁内会議のなかで作ろうという話が出ている。

民間団体ももちろんだが、県の行っている施策や守備範囲を中心として、分野を限定せず、県が委託している支援団体や支援メニューを含めて幅広くリスト化し、市町村に提供できたらと考え、作業をしている。

県の個別分野の取組として、既に作っている課もあり、同じようなものが必要だと思っていた。また、分野が重ならないところも含めて一冊にまとめたものがあれば市町村も便利だし、県としても便利なのでは思った。

(リストの共有範囲について) 基本的には市町村、庁内の関係課、社協。

地域づくりについては正直、まだそこまでタッチしきれてない。

困ってる人に対応する人を見て、どのような繋ぎ先があるのか、どのような支援メニューがあるのかを把握してもらうためのものをイメージしている。

あくまで支援者用のツールの1つとして。

載せる情報として相談支援事業、相談先、電話番号・担当部署・担当者名が書いてあるようなイメージ。

そこに、どんな対象者の属性、どんな人が対象の支援メニューか、窓口か、支援の概要を掲載出来たらと思っている。

・重層の整備に関する手引き・マニュアルについて

今年度、自分が担当になって、いろんな分野のこと、事務的な面では、交付金の仕組みなどを勉強するのに苦労した。

厚労省が作っている資料を1つにまとめたものがあれば、市町村も、担当が変わっていったときに、そこを少しでもフォローできるものを本年度中に作っておきたい。

・アドバイザー派遣について

県としてはまだ検討はしていない。

地域共生や包括的な支援という分野でこういった人材がアドバイザーとしていいのか、まだ把握ができていない。

	<p>大分県では県立大の先生にお願いをしていると聞いているが、そこまでのことは今現在まだできていない。どのような人がいるのかを探すのは来年度以降、やっていくことになると思う。</p>
<p>宮崎県</p>	<p>・市町村向けの研修、説明会について 国の全国キャラバン等を活用した、事業概要や関連予算の説明、取組事例紹介等。令和3年度の実施状況は、年度内3回程度。参加者は市町村の重層的支援体制整備事業担当者。</p> <p>・民間向けの研修、説明会について 国の全国キャラバン等を活用した、事業概要や関連予算の説明、取組事例紹介等。令和3年度の実施状況は、年度内2回程度（うち2回は市町村職員向けと同時開催）。 参加者は市町村社会福祉協議会職員</p> <p>・市町村間や民間団体等の連携や交流を促す取組について 研修会の1コマを利用して、重層的支援体制整備への実施に向けた展開について、市町村の行政職員と社会福祉協議会との意見交換（グループトーク）を実施（令和3年度は1回実施）</p> <p>・社会資源リストについて 県独自で養成してきた地域福祉コーディネーター（※1）のリスト。（※2） リストの提供先：県内の市町村自治体と社会福祉協議会のみ。 地域福祉コーディネーター：761名 リストの管理：県社会福祉協議会（県社協への補助事業で行っているため）</p> <p>※1 様々な福祉施策やサービス、また福祉活動を行っているNPO、ボランティア等の情報など、地域の福祉課題を解決するために利用できる多くの手段・情報等に精通した人材 ※2 リストの項目は、市町村名、地域割（県央、県北等）、氏名、運営主体（所属、事業所等の運営主体）、所属組織、事業所名、役職、郵便番号、住所、修了年度、生年月日。</p> <p>地域福祉コーディネーターの連絡会を立ち上げ、地域生活課題の解決に向けた実践活動に取り組む自治体が生まれている。</p> <p>・実態調査について 実態調査の対象：県内の市町村地域福祉担当部署、市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター、指定一般（特定）相談支援事業者、地域子育て支援拠点施設、自立相談支援機関 実施時期：令和2年9～10月</p>

VI. 調査研究事業を通じて得られた示唆

1. 都道府県が取り組む市区町村等への後方支援の推進

(都道府県の後方支援のあり方について)

- ・ 市区町村の包括的な支援体制の整備を効果的に進めていくためには、都道府県による市区町村への後方支援が重要であるが、現状においても各都道府県では様々な取組が行われている。令和3年度の都道府県後方支援事業（市区町村の後方支援を行う都道府県を対象にした国庫補助事業）の実施状況をみても、47都道府県のうち8割を超える39自治体の実施している状況であり、その事業内容は個々の自治体によって多様に展開されている。例えば、市区町村職員や支援関係者を対象にした人材養成研修、市区町村の希望に応じてアドバイザーを派遣する取組、市区町村の包括的な支援体制の整備に向けた手引きの作成、市区町村や支援関係事業者を対象にした実態調査等の取組がみられる。

今後、顕在化又は潜在化している複雑化・複合化した支援ニーズに柔軟に対応できる包括的な支援体制の整備を進めていくにあたって、都道府県による後方支援の取組をさらに充実していくことはもとより、市区町村、都道府県、国がそれぞれできることを十分に検討しながら適時実践していくことが大切である。

- ・ また、本調査研究事業を通じて、都道府県による市区町村への支援のあり方については、特に複雑化・複合化した課題を抱える人に対する支援の観点から、①市区町村が適切に対応することができるよう間接的に支援を行うもの、②都道府県が主体となって直接支援を行うものといった2つの支援のかたちがみられた。
- ・ 複雑化・複合化した課題を抱える人に対して、①の市区町村が適切に対応することができるよう都道府県が間接的に行う支援としては、上述のとおり（市区町村職員等への人材養成研修、アドバイザー派遣、手引きの作成、実態調査など）地域の実情に応じて多様な取組が展開されている。②の都道府県が主体となって直接支援を行うものとしては、県が主体となって包括的な相談支援体制を整備し、市区町村圏域を超えて広域的に県自ら複雑化・複合化した課題を抱える人に支援を行う取組がある。本調査研究事業の検討委員会では、①は埼玉県、②は千葉県の取組事例を紹介した。
- ・ ①の間接的支援については、各都道府県において多様な取組が展開されているが、市区町村支援の取組が特段行われていなかったり、市区町村のニーズに応じた取組が十分に行われていなかったりする場合もみられた。各都道府県においては、本調査研究事業で把握した実施事例等を参考にしつつ、管内の市区町村の事業実施状況を踏まえて、支援内容の充実を図っていく必要がある。

- ・ ②の直接的な支援について、今回、都道府県を対象にした調査（都道府県調査）において、部署間の連絡調整や複数部署にまたがる相談に対応する体制はほぼ全ての都道府県でとられていなかったが、この理由として約9割が、個別ケースへの対応は市区町村で対応することが基本であると考えたためと回答している。
- ・ 一方で、市区町村から寄せられる対応が困難なケースへの対応として、約2割が都道府県に配置されている専門職が助言できる体制を、約3割が都道府県から委託を受けた民間団体や専門職が助言できる体制をとっていると回答している。
 また、都道府県が設置する相談支援機関の職員が、各市区町村の支援会議等に積極的に参加することにより、当該相談支援機関と市区町村が連携して支援にあたりたり、専門的なノウハウの提供を行ったりしているという事例もみられた。
- ・ このように、対応が困難なケースに都道府県が自ら対応する体制を整備しているところは多くないものの、市区町村へのバックアップ体制を意識的に整備している取組例は各地にみられる。各都道府県においては、市区町村の包括的な支援体制と有機的な連携を図ること等により管内の支援体制の充実を図っていく必要がある。
- ・ ①の間接的な支援、②の直接的な支援ともに、各都道府県において創意工夫のある取組が各地に生まれている状況を踏まえ、今後、国においては、各都道府県の取組状況を把握し、市区町村の包括的な支援体制を整備する上で都道府県が効果的な支援策を展開しやすい環境づくりを推進していくことが必要と考えられる。
- ・ 例えば、都道府県の後方支援の取組に関するノウハウの提供や、アドバイザーを派遣するなど、国から都道府県の活動支援を行う仕組みを検討するなど、市区町村、都道府県、国が一体となった体制づくりを検討できるような環境づくりを推進していくことが望まれる。

（都道府県と民間団体との連携について）

- ・ 本調査研究事業において、都道府県が広域の観点から包括的な支援体制を整備する際に、民間団体との連携についての重要性が指摘された。都道府県調査において、包括的な支援体制を構築する上で9割以上が民間団体との連携の必要性を感じていると回答しているものの、十分に民間団体と連携しているとの回答は約2割にとどまっており、都道府県と民間団体との連携を通じた包括的な支援体制整備を推進できる余地は大きいと考えられる。また、事業に取り組む対等なパートナーとしての位置づけを望む民間団体からの声もあることから、都道府県においては連携のあり方を検討することも求められているといえる。
- ・ 包括的な支援体制の整備に向けて、都道府県と民間団体が連携している例としては、都道府県から民間団体に総合相談等の事業や市区町村にアドバイザーを派遣する

事業等を委託して実施しているもののほか、都道府県から民間団体に委託して広域的な支援事業として実施されているものもある。都道府県においては、広域的に活用できる社会資源の把握を含め、民間団体の活動と各市区町村の支援の連携した体制づくりを進める必要がある。

- ・ なお、こうした行政の事業委託を受ける民間団体の立場からは、民間団体がより支援に集中できる環境づくりを求める意見がみられた。例えば、委託に関わる所要の事務手続き（契約事務、委託費会計管理、実績報告書作成等）の負担が大きくなることで、柔軟な実践展開に支障が出てしまうこと等が挙げられ、委託先による支援が柔軟に展開されるためには民間団体の事務負担の軽減についても十分配慮が必要である。
- ・ 今回実施した自治体ヒアリングを通じて、各自治体が民間企業と包括連携協定（地域が抱えている課題に対して自治体と民間企業が協力して解決を目指す協定）を結んでいる事例が複数みられたが、福祉部門と民間企業とが十分マッチングできていない実態がみられた。このような既に存在している行政と民間企業との連携体制を、包括的な支援体制の整備を図る観点からどのように活用できるかを検討することも、民間企業との連携の素地を広げていくためには大切な視点になるものと考ええる。
- ・ また、県が独自に地域づくり（地域住民の交流拠点づくり）に対する補助事業を実施している例もあり、地域住民の交流促進や地域住民の身近な居場所づくりなど、都道府県が多様な主体の参加を支援する取組も有効であると考ええる。

2. 重層的支援体制整備事業の活用

（重層的支援体制整備事業の意義・目的の理解促進）

- ・ 今回、都道府県を対象にした調査において、重層事業への移行に関して市区町村の課題感として当てはまるものとして、30自治体（63.8%）が「事業内容に対する理解が十分に進んでいないこと」、31自治体（66.0%）が「事業実施について、庁内の関係者の理解を得ることが難しいこと」、45自治体（95.7%）が「事業実施のメリットを十分に感じられていないこと」と回答があった。都道府県の重層事業担当者の多くが、各市区町村において重層事業の意義や目的、その内容の理解について十分ではないとの認識が示されたものと考ええる。この点、各都道府県や国においても、引き続き重層事業の意義や目的等の理解を深めていくための取組を行うことが必要と考える。
- ・ 重層事業の実施にあたっては、財政面でのメリットを感じにくいとする指摘があった。これについては、財政上のメリットの有無によって重層事業に取り組むかどうか

を決めるのではなく、現行の体制で救い切れていない制度の狭間にいる人や、部署間の連携が不十分で手を差し伸べられないケースがあれば、市区町村の包括的な支援体制を整備する観点から、必要に応じて重層事業の活用を検討すべきではないかとの意見があった。

- ・ 社会福祉法において市区町村には包括的な支援体制を整備することが努力義務とされており、また、重層事業は市区町村の包括的な支援体制を整備する上で活用できる1つの施策として位置付けられている。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズをどのように地域で支援していくべきか、各市区町村が関係機関・関係者と協議を重ねながら、それぞれがどのように包括的な支援体制の整備を進めていくべきかの見通しをもった上で、重層事業の活用について検討することが望ましい。そして、重層事業を効果的に展開するにあたっては、行政機関のみで検討を行うのではなく、市区町村や都道府県は地域にどのような民間団体が存在し、どのような活動を展開しているかを把握するとともに、包括的な支援体制を構築していく過程でそうした民間団体とどのような連携を進めていくことが必要かについて検討することが重要である。

(市区町村、都道府県、国それぞれ実施主体が異なる施策の重なり)

- ・ 重層事業の実施主体は市区町村であり、市区町村庁内の分野横断的なつながり、市区町村同士のつながりといった、各地域における横のつながりは包括的な支援体制を整備する上で必要な視点である。こうした横のつながりはもちろん、市区町村と都道府県、市区町村と国、都道府県と国との連携といった縦のつながりも意識しながら体制整備を進めていくことが、広域支援・後方支援の観点から重要である。

具体的には、都道府県や国が実施主体となり相談窓口やSNS相談等を運営している場合があるが、これらの施策を通じて把握した個別ケースについて、必要に応じて市区町村とともに協働しつつ対応できるような仕組みを検討すべきとの意見があった。実施主体がそれぞれ異なる各施策を担う支援関係者間でどのようなつながり・重なりを生み出していくことができるかを考えていくことが、市区町村の包括的な支援体制の整備を推進する上で今後必要になるものと考えられる。

(包括的な支援体制の整備は全庁的に取り組み、視野を地域全体に置くこと)

- ・ 地域住民の相談は福祉部局で受け付けるが、個々のケースの複雑化・多様化に伴いケースの支援を福祉部局だけで対応しきることはできなくなっている。包括的な支援体制の整備を進める際に、行政内部において社会資源の情報収集や共有、ケースに応じて活用可能な施策や協力者を見つけることなど全庁的に取り組むことができる体制であることが望まれる。
- ・ また、行政職員は異動により同じ部署に留まり続けることはないため、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに庁内全体でどのように受け止められるのかを考え、そのために各職員がある程度の知識を持つことが必要であり、そうした意識改革が必要

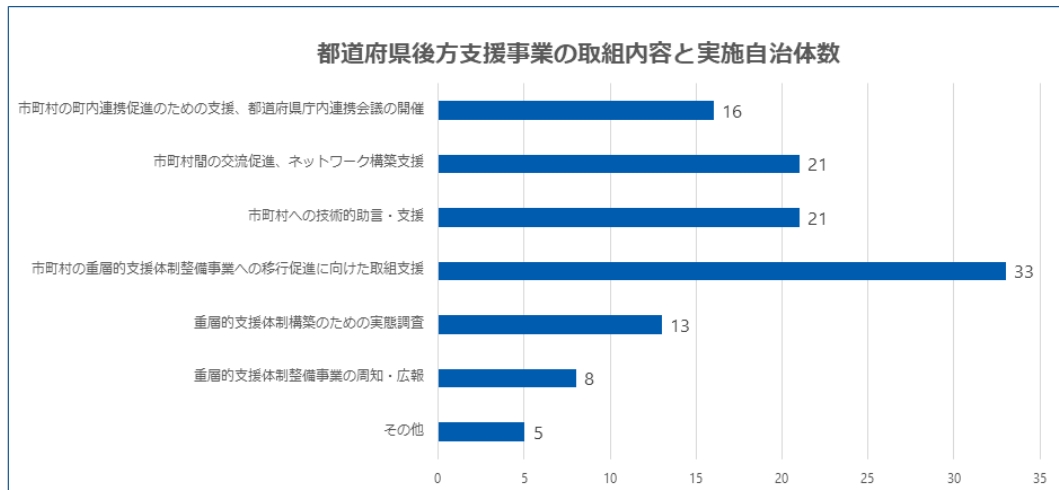
である。包括的な支援体制を全庁的に進めていくことは、市区町村のみならず都道府県においても同様であり、都道府県の各部局ごとに縦割りに市区町村へ情報伝達をすることの弊害もみられることがあるため、都道府県においても地域共生担当の設置をすべきとの意見があった。

- ・ 重層事業は、属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものであり、また、行政機関や民間団体が実施する様々な事業が相互に重なり合いながら、市区町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していくものである。すなわち、その地域全体の支援体制の整備が重要であることから、全庁的な取組とともに、包括的な支援体制の整備に向けた視野は常に地域全体を意識することが必要である。参加支援や地域づくりに向けた支援の充実は、相談支援の効果的な実施にもつながるものであり、相談支援体制の整備に偏ることなく、地域づくりも同様に推進していくべきである。

【参考資料】都道府県後方支援事業の実施状況

都道府県後方支援事業の実施状況（令和3年6月国庫補助協議時点）

- 都道府県後方支援事業（国庫補助事業）の実施自治体数は、**39自治体（実施率 83%）** ※令和3年度
- 取組内容の中では、「市町村の重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた取組支援」（33自治体）、「市町村間の交流促進、ネットワーク構築支援」（21自治体）、「市町村への技術的助言・支援」（21自治体）が多くなっている。



都道府県後方支援事業の取組内容例（国庫補助協議書より抜粋）

○市町村の庁内連携促進のための支援、都道府県庁内連携会議の開催

（鳥取県）

- ・市町村バックアップ事業
包括的支援体制整備推進員（1名）を配置し、市町村の包括的支援体制整備や地域づくり等の取組を支援する。
- ・包括的支援体制の実践サポートモデル事業
包括的支援体制を整え運用する先進的市町村に対し、モデル的に専門家等（市町村職員、コミュニティソーシャルワーカー、ひきこもり支援、権利擁護等の実践者）の推進チームを派遣し、相談体制を動かすノウハウや市町村の抱える具体的課題に対して、実践的サポートを行う。

○市町村間の交流促進、ネットワーク構築支援

（福岡県）

- ・市町村と県機関（保健福祉事務所や児童相談所）、NPO、相談機関等とのネットワーク構築及び広域的な連携を図るため、関係団体が集まる勉強会を地域ごとに開催（9地域、各2回程度）※地域活動実践者の取組紹介、複合的な課題を抱える世帯の解決策をワークショップ形式で議論

○市町村への技術的助言・支援

（埼玉県）

- ・市町村総合相談支援体制構築アドバイザー派遣事業
総合相談支援体制を構築しようとする市町村に対しアドバイザーを派遣し、市町村の実情に応じた技術的助言を行う。

（ほか複数自治体）

- ・市町村への技術的助言・支援に関するアドバイザーの派遣の取組は複数自治体において取り組まれている

都道府県後方支援事業の取組内容例（国庫補助協議書より抜粋）

○市町村の重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた取組支援

（埼玉県）

- ・情報交換会の開催
市町村間で課題や手法について情報を共有するための情報交換会を開催する。
- ・包括化推進員等養成研修
総合相談支援体制の構築予定（検討を含む）の市町村を対象に、中核を担う人材である相談支援包括化推進員等の養成研修を実施する。

（ほか複数自治体）

- ・重層的支援体制整備事業の実施に向けた市町村間の情報共有会議の開催、支援関係機関への養成研修やセミナーの開催等の取組は、複数自治体において取り組まれている

○重層的支援体制構築のための実態調査

（神奈川県）

- ・全体調査：市町村、介護・障害・子育て・生活困窮分野の相談支援機関及び市町村社会福祉協議会等を対象に、包括的な支援体制の整備状況について実態調査を行う。
- ・個別ヒアリング：全体調査の回答を基に、先進的な取組を行っている市町村等を対象に、ヒアリングを行う。

（滋賀県）

- ・県内の介護・障害・子育て・生活困窮分野の相談支援機関や市町村協等を対象に、複雑・複合的な課題への対応状況、他機関との連携状況等に関する調査を実施。

都道府県後方支援事業の取組内容例（国庫補助協議書より抜粋）

○重層的支援体制整備事業の周知・広報、その他

（北海道）

- ・包括的な支援体制構築の手引きの作成
町村等における包括的な支援体制の構築を支援していくため、小規模自治体が多い道内の地域特性を踏まえて、道内外の小規模自治体における包括的な支援体制整備の経過や相談対応等の手法についてまとめるとともに、道内外の地域共生社会の構築に向けた先進的な取組を紹介する手引きを作成する。

（山形県）

- ・「包括的な支援体制構築の手引き」の作成
R2モデル事業で得たノウハウや他県の事例、プロセスを参考にしながら、具体的な手法や進め方を記載した「手引き」を作成し、配付することで他市町村の取組を促進。

（高知県）

- ・体制構築の手引書作成
重層的支援体制整備事業に移行する市町村の事例や関係機関等との連携のノウハウ等を集約し、手引書として県内市町村に共有。

（栃木県）

- ・社会福祉事業を実施する社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人等による「地域支え合い活動」の好事例を広く収集、優良事例を表彰、好事例集を作成、また、実践フォーラムを開催することにより、取組を促進し、地域共生社会の担い手として育成する。

令和3年度 厚生労働省 社会福祉推進事業

重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制のさらなる強化に向けた
都道府県等との広域の連携体制のあり方に関する調査研究

報告書

令和4年3月

株式会社ポニーキャニオン

〒106-8487 東京都港区六本木1-5-17 泉ガーデンアネックス
TEL : 03-6230-9700 (代表)

Copyright © 2022 PONY CANYON Inc. All rights reserved.

本報告書の内容、テキスト、画像等の無断転載・無断使用を固く禁じます。